

仙台市文化財調査報告書
旧石垣家住宅に係る解体・復原修復工事概要報告書

2008年3月

仙台市教育委員会

序 文

青葉区上愛子赤生木に所在した石垣家は、かつて赤生木屋敷と呼ばれ、近世初頭にすでに10代を数えたと記録されています。代々、上愛子村の組頭や山守を勤め、幕末期には村肝入、明治初年に郷六、愛子地域の初代戸長をした家柄です。住宅の正確な建築年代は不詳ですが、建造物調査及び文献調査の結果、およそ19世紀初頭から中期頃の建築と推定されています。また、「二重火打ち梁」などの仙台地方の民家の特色が明らかにされました。

平成6年には仙台市指定有形文化財（建造物）としての文化財指定を受け、解体後、仙台市に寄贈されました。仙台市内では急激な宅地化などにより、古民家をみると稀な状況にありますが、当住宅は仙台地方における古民家の典型的な特徴を有し、また由緒が明らかであることから、保存活用が切望されていました。

平成18年、当住宅は大倉ダム湖畔にある「大倉ふるさとセンター」敷地内に移設復原され、世代を超えて受け継がれてきた古民家が再現されることになりました。解体・復原に際しては詳細な建造物調査が行われ、その調査に基づき、大幅な改造が行われる以前である、約180年前の石垣家住宅の姿が甦りました。

歴史を感じさせる茅葺き屋根や焼された太い梁には、温もりがあり、また、民家のなかでは、民族音楽の演奏や、季節ごとの午中行事が営まれるなど、市民の憩いの場にもなっています。

本書は、解体から復原までの一連の調査で明らかになった概要をとりまとめたものです。仙台の古民家研究の一端を担うことができれば幸いに存じます。

最後になりましたが、本調査にご協力頂きました石垣家の皆様方をはじめ、ご指導、ご協力を賜りました多くの関係者に厚く御礼申し上げます。

平成20年3月

仙台市教育委員会

教育長 荒井 崇

はじめに

- 1 本書は仙台市指定有形文化財（建造物）である旧石垣家住宅に係る解体・復原概要報告書である。
- 2 旧石垣家住宅は、かつて青葉区上愛子赤生木に所在し、村の組頭を代々勤めた。当家の母屋部と「ひろま」（座敷）部との間には、柱の材料や欄間の意匠あるいは土台の有無など、両者には明らかに様式的な差異がある。このことから、「田の字型四間取」の母屋部に「ひろま」上・下座敷が後に接合されて、現在みられる6室間取が成立したものと考えられる。さらに、座敷が2つあることから、組頭としての当時の家格の高さを物語っている。正確な建築年代は必ずしも明らかではないが、近世中期以降の仙台地方の民家の特色である、「火打ち梁」などの建築技法がみられることや、石垣家に残された文書や伝承により、19世紀初頭から中期の建築と推定される。平成6年には仙台市指定有形文化財（建造物）として文化財指定された。

平成12年の大倉中学校統廃合により、その跡地には大倉ふるさとセンター建設が計画され、平成18年には、同敷地内へ旧石垣家住宅を移設復原した。

3 旧石垣家に係る記録概要

- (1) 文化財指定：平成6年3月29日

仙台市指定有形文化財（建造物）

「旧石垣家住宅 附 土蔵（米蔵）1棟」

- (2) 解体：平成6年4月11日～平成6年8月31日

※但し、構造調査は平成6年2月22日～平成6年3月15日

○解体調査報告書作成組織：古建築研究会

佐藤 巧（東北大学名誉教授）

田中正三（東北大学工学部建築学科文部技官）

小山祐司（東北工業大学工業意匠学科講師）

風間茂樹（東北工業大学工業意匠学科学生）

松島 仁（ 〃 ）

大森 学（ 〃 ）

木下 隆（ 〃 ）

高橋慎彦（ 〃 ）

○解体工事：㈱たくみ

- (3) 復原：平成16年10月29日～平成17年11月30日

○設計・復原図等作成、復原監理、復原総合管理など：佐藤巧古建築研究会

○復原工事：㈱たくみ

○協力業者：タルイシ産業㈱ ㈲ヒワタシ工業 ㈲高原鉄筋工業 ㈲寺崎造園 ㈲熊谷産業

㈱途装テクノ ㈱マルシゲ 小林建具製作所 庄子電気㈱ 宮春工業社

東北浅野防災設備㈱

- (4) 本書の執筆編集は佐藤巧（東北大学名誉教授・佐藤巧古建築研究会代表）、伊藤優（文化財課）が担当した。

仙台市指定有形文化財理由書

種別	有形文化財（建造物）
名称	石垣家住宅（いしがきけじゅうたく） 附 土蔵（米蔵）1棟〔つけたり どぞう（こめぐら）いっとう〕
員数	1棟
時代	江戸時代
所在地	仙台市青葉区上愛子字赤生木41
所有者氏名	石垣 富一郎
所有者住所	仙台市青葉区上愛子字赤生木41
性質、形状、大きさ、重量及び構造	<p>石垣家は、木造平家建てで、寄棟造の茅葺屋根で、桁行12間、梁間6間である。上手の前後に二座敷を配し、田の字形の「居宅部」を4間続けた所謂摺形6間取りを原形とする。現在は、上手の奥座敷の裏に「なんど」を新設し合計7間取りとなる。4間取りを基本とした「居宅部」の上手に2座敷（書院部）を付加した形である。「居宅部」の軒は「せがい造」で「石場造」であるのに対し、「書院部」（ひろま）は「ほけ造」「上台付」であるなど、「居宅部」と「書院部」ではその技法や様式を異にし、質的時間的にも異なることが外観的に伺える。</p> <p>「居宅部」の上手前面の「でい」にも「とこのま」を持つが、「とこのま」のある部屋をもう一つ上手に持つということは、この家の家格の高さを表し、肝煎・組頭などの役宅を意味するものであろう。</p> <p>上間に上屋柱を建てるのを省略するために「ひうち梁」「二重ひうち梁」を用いて構造的に安定させるという進んだ技法は珍しく、外見的に優れ、近世中期以降における仙台地方の民家の架構的特色である。</p> <p>建築年代については、「せがい造」「ひうち梁」や一部土台を用いているなど新しい技法が見られるので、19世紀初め頃の建築と推定される。</p> <p>土蔵（米蔵）は、桁行4間、梁間2間、切妻造、妻入の土蔵造で、火災で焼け残ったものであり、本屋棟より古いものと伝えられる。</p>
現状	改修が少なく、創述当初の姿をよく残していて、保存状態が極めてよい。現在、居住しているが新築のため平成6年春に解体予定で、仙台市に寄贈を受けて保管の予定である。
由来、証拠、伝記又は作者と伝來	<p>石垣家は、赤生木屋敷とも言われ、安永3年（1774）の「風上記御用書出」の「代数有之御百姓書出」に代々上愛子村の「組頭並びに御山守」を務めたと記されている。</p> <p>石垣家に伝えられているところでは、現在の本屋棟は、昔火災のため米蔵だけが焼け残り、建て直したものであり、毎年旧暦11月17日には再び火を出さないよう押んでいる（焼け弔）とのことである。</p> <p>石垣家の天明3年（1783）から明治22年までの間に備忘録的な書き込み「脣面裡書」があり、文政5年（1822）のところに「十二月十七日夜孫右衛門出火、漸蔵計残」とあり、現在の本屋棟がこの火災後の建築とすれば、築後約170年といえよう。</p>
その他参考になれるような事項	石垣家には、冠木門があり2本の角柱の上部に横貫を通したものでこのような様式の門は肝煎などの家でなければ建てられなかつたという。

目 次

第1章 仙台市指定有形文化財

旧石垣家住宅（赤生木屋敷）復原修復工事の概要

第1節 事業の概要	1
第2節 沿革	1
第3節 修理の概要	2
第4節 旧石垣家の建築	2

第2章 旧石垣家住宅の復原と現状変更 附 石垣家解体調査覚書

第1節 復原に際しての留意点	4
第2節 復原と現状変更の概要	6
附 石垣家解体調査覚書	14
主屋棟	
上蔵（米蔵）	

第3章 図版編

実測図

①解体前実測図	18
②復原後実測図	31

写真

①解体前・解体工事	42
②復原後	50

第1章 仙台市指定有形文化財・赤生木屋敷・旧石垣家住宅復原工事の概要

第1節 事業の概要

解体・格納工事（附上蔵、冠木門）

着工 平成6年4月11日

完了 平成6年8月31日

復原・修理工事

着工 平成16年10月29日

竣工 平成17年11月30日

事業者 仙台市長

設計・施工者

設計・監理 佐藤巧古建築研究会

施工 株式会社たくみ

第2節 沿革

この建築は平成6年（1994）まで、仙台市上愛子に所在した、仙台市指定有形文化財、石垣家住宅の主屋棟を移築・復原したものである。

石垣家は赤生木屋敷と呼ばれ、安永3年（1774）の『宮城郡国分山根通、上愛子村、風土記御用書出』によれば、近世初頭に、その祖『右垣因幡』以来すでに10代を数え、代々上愛子村の祖頭・山守を勤め、周辺に分家、孫分家を分出した名家であった。幕末期には村肝人、明治初年には第六、愛子地域の初代戸長をした家柄で、屋敷の表には肝入門として冠木門を造っていた。

石垣家住宅の正確な建築年代は不詳であるが、当家所蔵の『脇面摺書』の文政5年（1822）に、「十一月十七日、夜、孫右衛門（石垣家先祖）出火、漸歳計残」とあり、既だけ残し、主屋棟は全焼した。家人の伝承によれば、焼失後、直ちに現在の主屋棟の下手に当る「でい」、「なんど」、「なかま」、「おかみ」の四の字型間取と「だいどころ」、「どま」とからなる居住棟を再建し、少しおくれてその上手に「ひろま」座敷を増設したというが、同じく前記の『脇面摺書』の中で、嘉永6年（1853）、二月廿三日二井戸畠立、大工庄治郎、四月八ひろま屋ね替致』と述べ、井戸畠の補設、ひろまの屋根替をした事実がある。

この時の「井戸屋」即ち「水屋」はその後除去されて現存しない。同年「ひろま」は屋根の形を替えた。このことはすでに「ひろま」なる施設が、なんらかの形で存在していたこと、ないしはその計画のあったことを示唆する。現在みるような整形6間取りの直家形式の成立は、この嘉永6年（1853）の改修の結果によるものかとみられる。このことは、架構的にも上手の「ひろま」二座敷が、下手の居住棟4間取りに接合された形を遺していることからも明らかであろう。

従って「ひろま」（客座敷）増設以前の居住棟そのものの建築年代は史に遡り、文政5年（1822）の火災直後間もない時期、即ち今から約180年前後を経た建築とみられよう。復原さ

れた6間取りの家構は、その後30年程経った、19世紀中期頃の現状を伝えるものである。

第3節 修理の概要

構造形式	木造、平屋建、直 ^す ご家 ^や 、右石建 ^{いしはてて} （一部上台入る）、屋根寄棟造 ^{よねよせねづくり} 、茅葺 ^{かぶらき} 、 挾首組 ^{ひさしづく} 、棟に「にぐらはふ」を載せる
間取形式	「でい」、「なんど」、「なかま」、「おかみ」からなる整形田の字型4間取りの下手に「だいどころ・にわ」、上手に2室構成「ひろま」を付した 整形6室間取り
規模	桁 行 22.426 メートル（12間） 梁 間 10.356 メートル（5間半）

第4節 旧石垣家の建築

復原修復された、石垣家住宅は、文政5年（1822）直後の、「でい」、「なんど」、「なかま」、「おかみ」の整形田の字型4間取りの戸部の上手に「ひろま」棟部2座敷を増設した整形6間取りで、嘉永6年（1853）頃、即ち19世紀中期の建築である。

「おかみ」、「なかま」の四周は「差し鶴居」で固められているが、この差し物が居住棟再建当初のものではなく、その後の改修によるものとみられるが、その時期は6間取り成立期、即ち嘉永6年、ないしはそれに極めて近い時期と推測されるので、差し鶴居は、そのままの形で再現された。

居住棟部の柱礎には焼痕がみとめられ、礎石に記された墨書の番付は、中心の大黒柱から始まり、時計廻りに周辺に及び、順次に配列し、焼失前の建物の棟行を再利用して計画されているが、他方、後補の「ひろま」棟部の礎石には原則的には新補材が使用されていた。

旧礎石の利用状況や中引（うし娶）、挾首組、「大土居」、「小土居」等部材の接合手法、そして居住部と「ひろま」部とにみられる「石塙造」と、土台使用との差、「せがい・ばんじょうひろこまい」と「化粧たる木、茅負」との軒裏仕様の差、柱の栗材と杉材との差、天井の有無、内雨戸と外雨戸形式との差、戸障子建具の意匠上の差など両者の技法・意匠上の差は歴然で、両者の建築年代と機能の差を表わしている。

桁や梁が交叉する隅に近く、斜に取り付ける材を「ひうち梁」というが、古民家の上間庭には多くの孤立柱が立って、上部の荷重を支えるが、生活上の支障となるので、この柱を省略し、ないしは切ってそれを補うのがその効用である。加えて入隅上部の架構を豪快にみせる意匠的効果もある。この技法の全国的分布状況は明らかでないが、旧仙台領では旧宮城郡、名取郡、柴田郡に散見するが、その中ではとくに旧宮城郡地域における江戸中期以降、末期から明治初年の大型民家遺構に多くみられる。

石垣家住宅には上間庭の入隅の位置のみならず、「ひろま」の両入隅に使用されている。また土間庭の奥入隅には二重に「ひうち梁」が架けられている。

解体時に「でい」の「とこのま」の脇に「平書院」の痕跡があり、また「でい」の上手、

「ひろま」の次の間との境の小壁に旧欄間（木瓜形のくりぬき）の存在がみとめられ、当初はこの「でい」のところで建物が一応完結していたこと、その後一時期、このらんま欄間のかみて上手に統いて客座敷の施設が計画、ないし実施されたが、現在の「ひろま」が接続されるに及び、欄間は小壁で閉ざされた、ものとみられる。

この地における江戸時代中期～末期の標準民家では田の字型4間取りがすでに広範に存在していたとみられるが、石垣家住宅のような大型の上層民家においては、上手に2座敷構成の「ひろま」（書院座敷）を増設することによって、6間取りへと進展してきたことが分かる。

このように、「ひうち梁」の使用など、技法的な進化と併せ、6間取り家構の成立過程を示していて貴重な構造と言えよう。

第2章 旧石垣家住宅の復原と現状変更

第1節 復原に際しての留意点

復原設計画案をまとめるに際し、なるべく創建期に近い形に修復したい。そのためには、創建の時期、およびその後の変容状況についての把握が必要である。

文化財としての指定対象は言うまでもなく指定時の建築形状であるが、現状に至るまでは長い間に増築、改築、補修などの手が入っているのが普通である。

石垣家の建築が文化財的価値をもつ理由の一つは、比較的変容の過程が明らかで、当初に近い形が復原可能と見做されたことにある。

いずれにしても現状変更のためには、石垣家の由緒、建物の変遷過程、建築年代考を通じて、まず、復原すべき当初形態の策定考案をしておくことが必要である。

(1) 昭和45年度の文化庁による宮城県民家の緊急調査および、平成6年度の石垣家解体調査の結果によれば、土屋棟を構成する「主屋」部と「ひろま」部との間に、柱の材料や軒の意匠など、また十台の有無など明らかに様式的な差異があって、はじめの「田の字型四間取」の「主屋部」に、後に「ひろま」部上・下2座敷が接合されて、現在みる如き6室間取が成立したものとみる。

その成立時期は架構的、意匠的からも、幕末期か、明治初年度頃を降らないものと考えられる。

(2) 行垣家は「赤生木屋敷」と呼ばれ、上愛子村の「赤生木屋敷」の本家で、近世江戸時代を通じ、代々愛子村の頭領および山守を勤めし、先祖は『石垣因幡』と称し、中世以来の武士が土着して百姓となり、安永時代すでに十代を数え、周辺に分家、孫分家を分出した名家であった。

幕末天保頃、彦左衛門は村野入を、また明治初年には郷六、上・下愛子の戸長を勤めた由緒をもつ。上層農民で、家構も上層民家の体裁を具備していた。

幕末期から明治初期頃にかけての、この地の一般農民の家構は、「広間型三間取」か、それより発展した「田の字形 四間取」で、上手前面に「でい」と称する座敷と、その裏に「なんど」(寝室)をとり、その下手に広い一室構成の「おかみ」を配するか、「でい」の下手に「なかま」。そしてその裏手に「おかみ」と称する「常居」(じょうい)を配して1室間取となる。この「おかみ」には古くは「いろいろ」があり、家族全員の「だんらん」の場合もあり、日常の接客空間でもあった。民家における中心的な部屋である。

これら1室の更に下手に広い板の間があり、土間(内にわ)に接する。現在の石垣家はこの境に戸障子が入り、1室を構成しているが、この間仕切りは新しい。この「板の間」の奥は「だいどころ」、「流し」を見え、「土間にわ」には「かまど」を置く。

石垣家のように、旧宮城都地域の一般的標準民家の間取形式は、多くは「田の字型四間取」で、かつ常居(じょうい、おかみ、うち、などとも呼ぶ)を奥の位置に配する「奥・常居型」となるのを特徴とする。同じく「田の字型四間取」でも前側にとる「前・常居型」のものと対比される。

さて、この4室の田の字型間取の上手に「ひろま」即ち接客専用2室を加えた、6室間

取の成立は、上述の如く、格式ある上層民家としての石垣家の家構として始めて理解しうるところである。

- (3) 創建時代の正確なところは、現在、棟札や墨書き、また証するに足りる古文書の類を欠き、不詳である。

幕末から明治中期にわたる『唐面裡書』(天明3年～明治22年、石垣家蔵)の中に「文政五年(1822)十二月十七日、夜、孫右衛門(石垣家先祖)出火、漸蔵計残」とあり、蔵を残して主屋棟は全焼したことが知られる。

家人の伝承によれば、焼失後、石垣家の分家が孫分家を出すために用意していた建築資材を以って、緊急にまず四室構成の「主屋部」を再建し、統いて「ひろま」を増築したという。

まず「主屋部」を速急に建築したとすれば文政5年(1822)をそう遠くない時点、即ち今から約185年前の建築と推察される。

現存の「ひろま」の増設時期は何時か、これも判然としないが、現状架構からは、主屋部がまず完成され、時間をおいて、「ひろま」棟が付加されたことは架構の接合状況からも明瞭で、肝入を勤仕した時が天保年間(1830～43)とすれば、その頃までに現在の如き6室間取の原形が成立していたとみられる。

同じく前記『唐面裡書』の中で、嘉永6年(1853)の項に「二月廿三日ニ井戸屋立・大工庄治郎・四月ハひろま屋根替致」と述べ、「ひろま」の屋根替を行っているから、この時までに「ひろま」棟も建てられており、すでにその屋根替の時期に至っていることから、前述の、石垣家先祖が肝入勤仕中の天保年間にはすでに「ひろま」が増築されていたことになる。また井戸屋(台所北側突出した曲り屋)を増築したことが知られる。

「ひろま屋根替」とあり、「ひろま」の屋根は一応主屋棟とは別棟式に接続し、その「ひろま」の屋根を葺き替えたとみるべきか、あるいはすでに現在みる如き6室間取として、「ひろま」の上・下2座敷を主屋部と同一棟内に「直ご屋」として納められた形となっていたものか、俄かに断定しがたい。

前者の直ご屋形式の6室間取となるまでの、その中間的形態として、4間取構成の主屋棟の「てい」の上手に、客席敷を突出して、一時、別様式「ひろま」の時代が存在していたことも考えられる。

- (4) 平成6年の全面解体時に於ける調査時点、「てい」の西面、「ひろま」の下座敷との間に小壁に、木瓜形にあけられた、欄間の跡が東(柱)の左右、2ヶ所認められ、この「てい」と呼ぶ座敷は2床敷以上続く接客座敷の一部、即ち「ひろま」棟の一部を構成していたものとみられる。主屋棟に突出した「ひろま」棟が、現在の直ご屋式6室間取の前に先行していた時期があるとみられる。しかしその形状については不詳。

その時には、現在の6室構成の間取が成立した時期は、天保時代を降り、更に嘉永6年(1853)以降、明治初年頃にまで下ることになろう。

いずれにしても、6室間取成立後の主屋棟形態を原点として、この時期になるべく近い形にもどすことが復原修復の目標である。

以上の旧石垣家の性格を十分に把握した上で矛盾のない、復原設計を計画した。

- (5) 工事の実施にあたってはこの設計に基づいて行うが、実施過程で、更に変更する場合もあるが、その際は時前に十分協議の上、決定施工し、完成後の『実施仕様』として改めて成文化する。

- (6) 以下に、解体時における「石垣家解体調査覚書」を参照しつつ(後載)、復原修復のため

の、現状変更個所の概要を述べたい（復原工事設計図および参考図参照）。

第2節 復原と現状変更の概要

【主屋棟】

- (1) 現状（修復前）の主屋棟は南面して建つ。民家における方位は間取構成などと深く関りをもつ。復原（移築後）においても、この建物の方位は変わらない。
- (2) 背面（北面）の新補座敷や拡張部は復原に際しては取り除く。
- (3) 新規に増補拡張された部分を除くと、主屋棟の形状は当初の奇棟、茅葺の直ご屋に戻る。その規模は（解体時において）、
- 桁行12間（けん）(74.95尺、22.485メートル)
(一間の柱間6.25尺)
- 梁間5.0間（けん）(34.66尺、10.297メートル)
(一間の柱間 6.30尺)
- 坪数約66坪
- (4) そのときの間取は、上手からの「でい」、「なんど」、「なかも」、「おかみ」からなる整形田の字型四間取の下手に広い「だいどころ」「台所にわ」を続け、これらの上手に「ひろま」と呼ぶ書院座敷2室を前後に配し、ここに整然とした整形6室間取が成立した、当初の形状に復する。
- (5) 「ひろま」2室を除いた、下手の4間取の主屋部が石場造（石礎造、土台なし）であるのに対し、上手の座敷部「ひろま」周辺部には土台が入る。主屋部の柱は栗材（箆かけ）であるのに対し、座敷部の柱は杉材であり、軒の意匠などにも、様式的な差が區別としている。主屋部に接客廊敷部「ひろま」が接続することによって、この幕末期の家構が成立、完結したのであるから、復原においてもその時代差、様式差を復原形状に示すことが重要である。
- (6) 成立時当初の姿、即ち規模や間取構成が、基本的には比較的良好に現在まで承け継がれているが、なお生活の変化に伴い、間仕切の移動、収納空間の補設、間仕切装置の改修、新補などを行われており、解体時の調査結果を踏まえて現状変更を行う。
- (7) 主屋棟はほぼ南面して建つが、復原（移築）においても南面する。
- (8) 主屋棟北面に明治中期以降の水廻、居室棟の増築部があるが、これらは除去し復原対象としない。
- (9) 主屋棟東面にも水廻や旧馬屋との接合部などの増改築部の跡が認められたが、これらも当初の壁、開口部に復する。
- (10) 新たな増改築部を除くと、主屋棟は直ご屋の整形6室間取の当初の形に戻る。
- (11) 解体時の調査によると、「いろいろ近くの、一段床の低くなる「だいどころ」との境の大黒柱礎石壺（と十五）から貳（と十）、三（と八）と西進し、三から四（へ八）へと北折し、四からさらに五（へ十）と東折する。即ち中心部では壺から貳、三、四、五と右廻りに礎石番号（墨書き）が付く。

また南側開口部端東南の礎石、墨書き拾三（を二十）から拾四（を十九）、拾六（を十五）、拾七（を十二）、拾八（を十）、拾九（を八）、貳拾（を六）と西進し、貳拾から北折して貳拾壺（又り六）、貳拾貳（と六）、貳拾三（へ六）と続き、同じく右廻りの周番付である。

さらに北東の三拾（ろ六）から三拾九（ろ一七）まで、三尺間隔に続く、垣し参拾壱と三拾弐との間、および三拾六と三拾七との間は墨書のある礎石は一間（けん）の間隔となる。即ち、この部分は古くは開口部であったことが知られる。三拾九の続き四拾（ろ二十三）が東北の角近くにみえ、次に角から南折した東の壁に四拾五（は二十五）、そして四拾（六カ）の墨書ある礎石が続く。この北壁、東壁の墨書も右廻りの番付である。

上記の、壱～五、拾三～貳拾三、三拾から四十口とともに右廻りの回り番付が用いられていたことが知られる。宮城県下における民家遺構例としては回り番付は、珍しく、貴重な例である。移築復原時においてもできるだけ再利用すべきである。

⑩ 北壁、東壁は開口部以外は3尺置きの梁の柱が復旧される。残存柱に残る痕跡からこの部の外壁は大壁であった。開口部は雨戸を兼ねた戸、障子として復旧される。同じく北壁であっても「ひろま」の北壁は杉柱で、真壁造となる。「だいどころ」奥に設けられた「流し」の部の1間は、あかりの採れる無双窓形式として復原した。こゝは一時、突出した「水屋」（みずや）が設けられていたが、水屋も位置を変え、現状では梁材による側柱が遺る。

⑪ これら礎石の多くに焼痕があり、前述の如く、文政5年（1822）の年末に焼失した際の痕跡で、従つて焼失前、即ち全般建物の礎石をほぼ使用しているとみられるから、礎石をもとに再現している。当初の「田の字型四間取」の形状は、遡ぼって、前身建物の平面系を踏襲しているものとみられる（参考図1～2参照）。墨書ある礎石の壱と弐との間隔は2間半あり、現在は勿論、復原計画でも、この部分には間仕切りがあり、「なかま」と「おかみ」は別室に別れ、すでに1間取が成立しているとみたが、前身建物においては、あるいはこの間仕切りが未だない形で、「なかま」と「おかみ」は連続した広い一室で、いわゆる「田の字型四間取」に発展する前の段階、即ち「広間形三間取」であったかともみられ、前記の「回り番付」も前身建物時代からのものとすれば、年次的にもさらに古式の建物となって符号する。前身建物時代、上手に別棟の「ひろま」が存在していたか否か、不詳であるが、現在の「ひろま」が増築された過程からみて、「ひろま」、いわゆる書院座敷は未だ存在していないかったとみるのが妥当であろう。

⑫ 書院「ひろま」を建て増した時期については、書院座敷の礎石に、主屋棟に用いられている焼失痕のある一連の墨書番付と関連あるとみられる礎石が若干散在しており、同じく再使用されているところから推せば、「ひろま」2座敷は、主屋部より新しいことは明らかである。

⑬ 「ひろま」自体の形状には、当初のものと、現在のものとでは大きな変容が無いと考えられるが、旧本屋棟に「ひろま」を接合するとき、接合部に当然改変の手が入っている。「ひろま」の上座敷と「なんど」との接合部は、現在座敷側から使用できる押入の様に変わっているが、もとは上壁であったとみられるので土壁として復原する。同下座敷と「でい」との接合部は、現在、（と六）の柱と、（と六）の柱の間に「差し鶴居」を入れ、その2間半の間に4枚の襖を入れているが、解体時の調査では、その奥行き2間半の中央7尺5寸の位置（又り、六）の床下に梁材の柱が切断されて残存していた。その上端部が束状になって、差し鶴居上に残り、東の左右の小壁に木瓜型の刺りぬき欄間が壁で塞がれていた（壁痕あり）。この位置に欄間が存在することは、「でい」に統いて更に上手に少なくとも、もう一座敷つながっていたものとみられる。あるいは、もう一座敷つながることを予想した造りである。今の「でい」を含めた一連の接合座敷（「ひろま」と言い替てもよい）が存在していたことになろう。「ひろま」棟が突出したことになる。棟高は木屋棟より

は勿論一段低い、別棟型である。

家の伝承によれば主屋棟再建後、直ぐに「ひろま」を建てついだという意味は、そのように理解すべきであろうか。

主屋棟に別棟型の2座敷を側面に突出する例は上層民家に、時にみられるが、この時の石垣家のように、主屋棟内の座敷「でい」を下座敷ないし上座敷とする2室構成の接客座敷「ひろま」は珍しい。あるいは前身建物時代にもすでにこのような形の座敷形態が存在し、それに倣ったものか、その点不詳である。

最初の「ひろま」形式から、今の「ひろま」形式に更に変わったときに「でい」との間仕切りは何の様になったか。

中間の梁柱を復原し、今の差し物をそれぞれ鶴居の形式に復することとした。

問 取は上手に「ひろま」2座敷、つづいて前に「でい」その奥に「なんど」、つぎに前面に「なかま」、その奥におかみ（常席に相当）を配し、その下手に広い板の間の「だいどころ」を配する、基本的に整形6間取は復原においても不变である。

「でい」と「なかま」、「なかま」と「おかみ」の間、「なかま」と「だいどころ」、「おかみ」と「だいどころ」、「なんど」と「おかみ」の境（は十とへとの間）は「差しもの」、即ち「差し鶴居」となる。但し「なんど」内部に設けられた押入れは後の補設であるから復原では取り除かれる。「おかみ」北側の間仕切り（は十へは十五）は後補であるから取り除かれ、「おかみ」は間口2間半、奥行、2間半の広い一室となる。下手の板の間の「だいどころ」と更にその下の土間底との境の間仕切（ガラス戸、障子）は新しい時期に作られたもので、もとは無かったもので復原では取り拂われる。

現 在は「ひろま」2座敷は勿論、「でい」「なんど」「なかま」「おかみ」まで畳敷となるが、当初は「でい」まで粧敷で、他の「なかま」「おかみ」「だいどころ」は拭板敷であった。板敷台所は解体の時、現在の床板の下に、更に一段低い古い床が張られていた。復原では古い板の間の高さに戻した。

天井は、「ひろま」2座敷と「でい」3室はともに新しい「板天井」に替わっていたが、その上部に棹縁天井の跡があり、ともにもの形式に直す。3室以外は現在「さおぶち」天井（なんど）「ねだ」天井（なかま、おかみ、だいどころ）となっているが、いずれも後補で、とくに「根太」天井は養蚕が盛んとなってから取り付けられるようになった。もとは天井無く。従って直接茅葺屋根裏の「たるき」（ほけ）、「もや」（やなか）の見える形であった。

「ひろま」2座敷の西面、南面には3尺幅の切目縁が彌っている。現在は外雨戸形式でサッシの付くガラス戸が入るが、当初から外雨戸である。

「でい」、「なかま」南面は現在、外雨戸であるが、もと内雨戸の痕跡が残るので内雨戸形式とする。もとは濡れ縁形式で、土台ではなく、切目縁の山は2尺位。内雨戸を納める戸袋を、（を十五）の位置に設ける。

「でい」の前面の（を八）の位置に梁柱が復原される。従って、前述当初は、（を六）～（を十）との差し物は通常の鶴居に直るが、復原時点を（を十）～（を十五）の「差し鶴居」の挿入時点に合わせ、柱を欠いた形とする。

「ひろま」を除いた正面（南面）の軒意匠は「せがい」造のままとする。

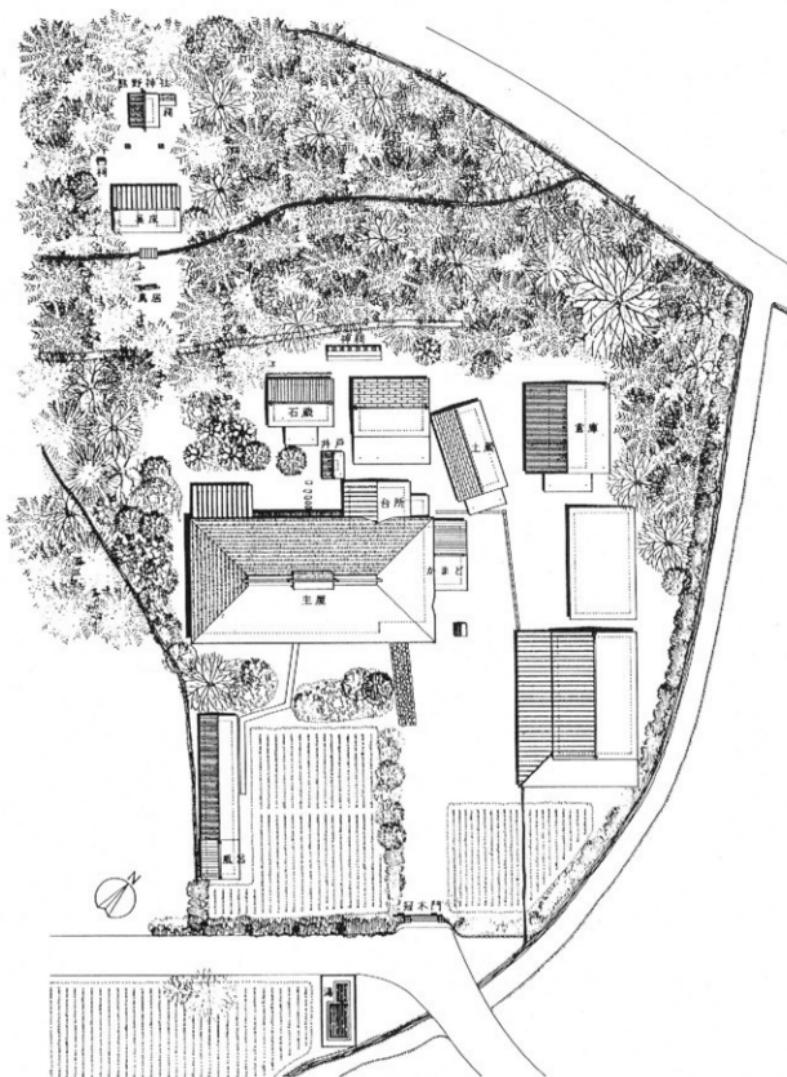
「ひろま」の軒は南面、西面ともに軒裏を化粧垂木を表した垂木造りにし、その下に欄間を設けている。復原も同じ。両者は時代も異り性格も異なるので、その意匠的差をはっきりと復原にも示す。

- ㉙ 「ひろま」周辺には土台が入り、主屋部は上台の無い礎石造（いしばだて）とする。
- ㉚ 「でい」「なかま」「だいどころ」の南面鶴居上の小壁にあけられた小障子列は、同じく養蚕導入後の改修によるものであるので、復原には塞いで、もとの小壁に戻す。
- ㉛ 間仕切りの襖、格子障子、開口部に使用された戸、障子の頭はいづれも破損ないし、新しいものに替えられており、創建期の様式と合わないものになっているものが多い。「ひろま」上座敷の附書院、上下座敷境の篠欄間、「なかま」と「おかみ」境の格子障子戸、「だいどころ」境の板戸戸等古い時代のものは補修して再使用するが、その他の戸障子類は設計図の仕様によって新規に作る。障子の棧の割り方など、時代差のあることによる。
- ㉜ その他「だいどころ」奥の「たな」、「置ながし」、「かまと」などは設計図の仕様に従つて設置する。
- ㉝ 旧石垣家の架構は上屋（身屋・母屋）と下屋（庇）から成るが、下屋部は更に下屋と係下屋（孫庇）とから成る。上屋の梁間は3間半。上屋梁（桟首梁）上に桟首を組む。上屋梁（桟首梁）の端部は桁行方向の土居桁で受ける。両土居のほぼ中央を中引（うし梁、中うし、とも云う）が桁行方向に走る。
- ㉞ 3本の桁行方向の中引、土居桁で上屋梁（桟首梁）を支承する。この3列の中引、上屋桁をさらに、上屋梁の下で、二重に受梁で支承する。受梁は上屋より3尺外側の下屋の敷桁（小上居とも称する）の上にのる。上屋の東妻において、東妻の上屋桁、中引きを受ける受梁は下屋の敷桁即ち小土居の線まで延びず、東北角、西南角で斜めに下屋桁にかけられた「ひうち」梁の中央で支承する。上屋の西妻の手法も同巧である。
- ㉟ 石垣家の下屋桁（小土居）の、東北角に限って、ここに柱が建たず、斜めの「ひうち」梁を、孫下屋上にかけて、支承する。「ひうち」を用いるのは上屋柱を省略するための技法であるが、上屋の4隅に「ひうち」を用いているのは珍しい。進んだ架構技法である。更に東北角では孫庇柱に「ひうち」を渡し、下屋柱まで省略している。
- 台所庭の角の所に「ひうち」梁をかけ、その上に上屋（大上居）を桁行、梁行にかけて交叉するものを「隅かこい」といい、「ひうち」梁を二重にかけるのを「孫かこい」という。
- 幕末期にすでに「孫かこい」の手法が用いられていて、架構的にも貴重な例と言えよう。
- ㉛ 上屋の梁間は3間半、桁行は10間で、桁行10間には計11本の上屋梁（このうち3本を除いた8本は桟首梁となり上に桟首を組む）が架けられ、2本は合形桟首となる。「なかま、おかみ」と「だいどころ、にわ」との境から下手は上屋梁の間隔は1間で4等分の、上手「なかま、おかみ」部は2間半の2分割、「でい、なんど」からの上手の間隔は不均等で1間半の2つ割、そして1間、1間と4分割され、桟首を組まない上屋梁（もと桟首を組んだとみられる痕跡あり）も存在するなど、縦断面図でみると如く、かなり不規則な架構状態を示す。のちになって、「ひろま」を添加するために生じた措置の表はれと見られる。石垣家架構の生きた歴史を示すものとして、修正せず、散えてそのままの姿に復旧する。
- ㉜ 屋根は茅葺、寄せ棟で、棟は箱棟形式、箱棟のほぼ中央の位置に一段高く「にぐらはふ」を設ける。この「にぐらはふ」の建築年代は不詳であるがこの形式は一般には養蚕が盛んになってから行われ、通風と煙抜を兼ねたものであるが、石垣家の場合、現在の「ひろま」を接合する幕末期から明治初年頃にかけて、一緒に建てた、即ち現在の6間取住宅が成立した当初に近い頃のものとして、今回の復原に当たっては、その形式を踏襲し、新に造り替えて、遺すこととした。

【冠木門】

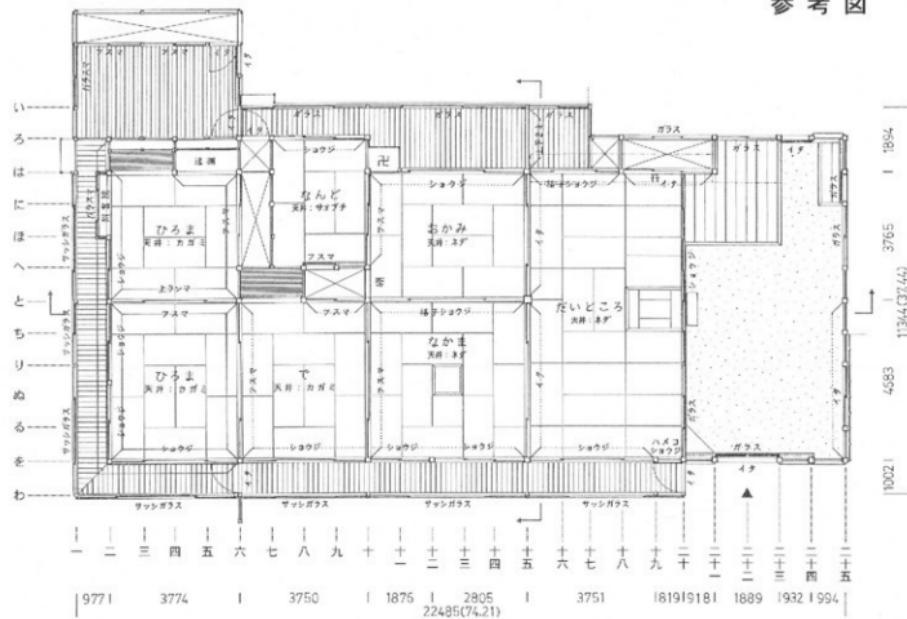
⑩ 破損甚だしいが、残存しており（現在のものは当初のものでなく、造り替えたものと言われる）実測値にとどき、腐朽の進んだ笠木と柱、木屋根材を新しく取り替え、1本の柱は根継をして再使用、もう1本は再用。その移築位置は造成屋敷地形状を勘案して、旧状に倣い設置する。

参考図

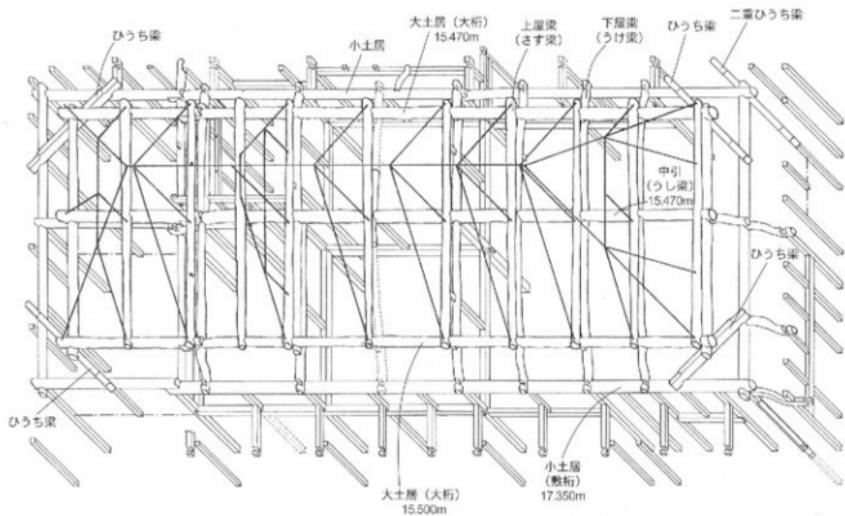


■現状配置図

参考図

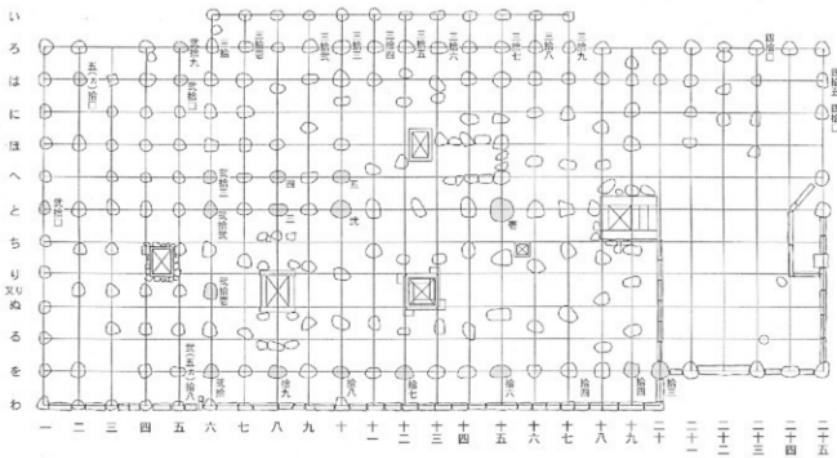


■現状平面図



■現状架構図

参考図



■現状碁石伏図（添付墨書）

〔附〕旧石垣家解体調査覚書

仙台市有形文化財旧石垣家は「赤牛木屋敷」と言い、安永3（1774）7月の上愛子村「代数有之御百姓書出」によれば、代々愛子村の組頭及び山守を長く勤仕してきた。

いわゆる肝入門と称される冠木門（貴門）が現存する。上愛子村の肝入をしたことがあると言われるが、明治初年初めての戸長（村長）を勤めた家といわれる。この冠木門は当初のものではなく、何回目かのものと言う。

解体、格納後は有形文化財として指定された主屋棟と、軒載（土蔵）と、この冠木門（文化財指定はうけていない）はとともに移築し、長く保存される計画である。

主屋棟は直ご屋形式でほぼ南北（正確には東南面）して建つが、解体前までは北面側に新しく部屋の増補や拡張面が行われており、今回の解体調査により旧主屋棟の規模や形状が明らかになった点も多い。

また長い間には天井を張り変えたり、新たに天井を上げたり、雨戸の位置を移したり、室内装具に変容もみられる。

移築して民俗資料館としての活用が計られるに際し、何時の時点に合わせたものとするか、増築、補修自体も民俗的には意味のあるものもあり、その具体的形状の復原には今後なお検討の余地があり、改めて復原計画が行われることと思うが、一応解体調査完了の現時点で、明らかになったこと、気の付いたことを列挙し、今後復原計画の参考にしたいと思い、メモ式に記述する。

【主屋棟】

(1) 解体時点、主屋棟は基本的には整形6間取として把えられた。上手に当たって次座敷、正座敷を前後に配し、その下手に当たって「でい」、「なんど」、「なかま」、「おかみ」の田の字形4間取が続いた形である。上手の2座敷を当家では「ひろま」と呼ぶ、即ち書院座敷に相当し、客座敷である。

「ひろま」を除いた下手の主屋部が石垣建（上台なし）であるのに対し、上手の座敷部には周辺に「土台」が入り、また主屋部の柱はすべて栗材（鮑かけ）であるのに対し、座敷部の柱はすべて杉材である。さらに主屋部の「でい」の北側の「なんど」境にはすでに「とこのま」があり、「でい」は上手の2座敷が無くてもすでに通常の民家の接客座敷の体裁と機能を備え、「田の字形四間取」の建物として一応完結した形になっていた。

このことは外観的にも、座敷部と下手の主屋部との差は歎然としており、同じ茅葺の大屋根に同一棟として覆われながら、前者は軒裏を化粧垂木を表した垂木造りになり、その下に欄間を設けているに対し、後者はいわゆる「せがい造」になっていた。

以上の解体前にみられた間取や意匠上の特徴的事実は今回の解体調査時点において確認された。

(2) 北面に新規に造られた部屋および裏側の拡張板敷部を除くと、「でい」、「なんど」、「なかま」、「おかみ」から成る、整形田の字形四間取の下手に広い台所・土間を設けた形の、そのかみ手に座敷（ひろま）2座敷を前後に取った、整形六間取の平面形になり、解体前と間仕切り線などに、とくに移動はない。

(3) 解体後の礎石調査によれば、現建築の柱礎に使用されている礎石の多くに焼痕があり、墨書きの番付によれば、内部、外周の主要礎石の番号は順番に記されているところをみると、

焼失前の建物基礎石で利用できるものは、再利用していることが知られる。

『石垣家文書、磨面禪書』によれば赤生木屋敷先祖孫右衛門家に付き、文政5年（1822）、十一月十七日夜孫右衛門家出火、漸藏計残」とあって、173年前に主屋棟が焼失したことがみえるが、その火災後、間もなく孫分家を出すために用意していた材料を以て、とりあえず早急に主屋棟を再建した、との石垣家の伝承を裏付けるものである。

- (4) 「中引」、「杖首」の架構の状況、土台の有無、軒裏の意匠などから田の字形4間取の架構に、「ひろま」2座敷からなる「書院棟」を後補した形であることが確認された。
- (5) 「書院棟」を建て増しした時期は、書院棟の柱の礎石に、主屋棟に用いられている焼失痕のある一連の礎石番付墨書きと関連する番付が若干混入し、同じく再利用されているところをみれば、主屋棟再建時期に近い時期に引き継いで建てられたものと思われる。
- (6) 解体調査の結果、背面の新補座敷や拡張部を除くと、旧主屋棟の規模は
　桁行 12.0間（けん）=22.485m=74.95尺（1間の柱間6.25尺）
　梁間 5.0間（けん）=10.397m=34.66尺（1間の柱間6.30尺）
　坪数 12.0×5.5=66.0坪
- 現在は北側廊手に2間×2.5間=5.0坪の新廊屋、そして「なんど」、「おかみ」、「だいどころ」裏に0.5間×6.0間=3.0坪の板の間を張り出し、従って66.0坪+5.0坪+3.0坪=74.0坪となっている。
- (7) 主屋棟の主居部の前面の開口部は内雨戸で、もとの縁側は今より一段低く、端れ縁形式であった。従って雨戸は内雨戸の形式で、現在の開口部障子に沿うて雨戸が設けられていた。
- (8) 「なんど」西側の「押入れ」は後補。
- (9) 「なんど」、「おかみ」の範囲が梁間の北限（おかみはさらに3尺北側が旧おかみの北限）であるが、「なんど」の一部、また「おかみ」の一部は開口部であったようにみられるが、縁が設けられていたか何うか、なお未考。
- (10) 「ひろま」、「だい」の天井板は最近の修補に依るもの。痕跡からして、ともにもと「棹縁天井」。
- (11) 「なんど」にはもとの「棹縁天井」が遺っている。
- (12) 「なかま」、「おかみ」、「だいどころ」は現在根太天井が張られているが、もとは天井なし。
- 根太天井を付すか何うかは移築の再一考を要する。
- (13) 大引、根太の破損状況。大引は再用可能なるも、根太は損傷甚だしく、再使用不可。
　板敷き（拭板）はなるべく古いものを再使用すべきと考える。
- (14) 「だい」、「なかま」南面の小壁部、「なかま」、「おかみ」の間仕切り上の小壁部、「おかみ」北面の小壁部には障子式欄間を採光用に設けている。古くは壁であった。
- 再造に際し、欄間にするか、壁に直すか一考を要する。
- (15) 「だい」と「ひろま」の「下の間」との境は現在、新たに「差し物」を入れて、中间の柱を欠いているが、もとは柱が存在した。この間仕切り上の小壁には欄間挿入の痕あり、現在は壁で塞がれている。何時のものか未考。
- (16) 「だい」の南面開口部中央に建つ柱は現在切断されて欠くが、もとは柱があった。その下の礎石「拾九」の存在によっても確かめられる。
- (17) 上部構造の解体、除去の後の礎石の調査によれば、主居部中心部の数本の礎石と、周辺側柱部とに墨書き番付のある旧礎石が再用されていた。

これら墨書き付の施された礎石は、表面に、いずれも火災時の火を冠った痕跡が認められる。

仮首梁のほぼ中央下を走ってこれを支承するいわゆる「中引」と、この中引に直交する形で、仮首梁の直下でこれに平行に下家柱（側柱）に架せられた、いわゆる「受け梁」との交点に立った、太い角柱（この家の太黒柱に相当）の礎石（と-15）が、墨書き付の「巻」となっているのは注目に値する。

そして、「おかみ」、「なんど」、「でい」の交叉する辻に立つ柱の礎石（と-10）の番付が「五」、1間（けん）西に離れた床柱位置（と-8）の礎石が「三」、床のま東北の角柱（へ-8）が「四」、その1間東、「貳」の3尺北の柱礎（へ-10）が「五」とあり、あとは「だいどころ」の南隅に当る柱礎（を-20）が「拾三」、その西（を-19）が「拾四」以下南面側柱が西に順次「拾六」、・・・・「貳拾」と続く。「貳拾」は旧主屋棟部と広間棟との接合境の柱礎（を-6）に当る。

ここから北折して旧主屋棟部西側の側柱の礎石列が順次、「貳拾七」（り-6）、「貳拾貳」（と-6）、「貳拾三」（へ-6）と続き、その北側部は墨書きが続かず、飛んで「ろ-6」の旧主屋部の西北隅柱の柱礎が「二拾」となり、以下北側の側柱列に「三拾台」が続き、台所北邊に至って「四拾」（は-23）となり、さらに南折した台所東側柱の位置の柱礎が「四拾五」、「四拾口」となる。

これら主屋部とは別に、広間棟部に「貳拾九」（ろ-5）、「貳拾口」（は-5）、「五（か）拾口」（は-2）、そしてその縁側の縁束石に「貳拾口」（と-1）、「二拾八」（五拾八か、わ-5）に飛び飛びに散在する。広間棟の増設の際、主屋部の一部柱礎を転用したものかとも思われる。

【土蔵】（納蔵）

『右垣家文書、磨面裡書』に、文政五年（1822）十二月十七日、夜。孫右衛門出火、漸戻計残」とあり、主屋は焼失したが、蔵だけは焼け残った、とある。焼け残った蔵がこの土蔵（納蔵）であると言われる。

(1) 正面梁間2間半、奥行（桁行）4.0間、計10坪。切妻造り、鉄板葺（もと板葺か）、妻入りの建築。

(2) 現在入口前面に梁間一杯、2間半にわたって鉄板葺の庇屋根を付けているが、もとは中央5.0尺ほどの開口部（出入口）上部にのみ庇が懸かり、溝文を施した板持送りで支えられていた。

(3) この入口の扉は片引違戸で土戸式に造られ、耐火的に考慮されていた。

(4) 梁は1間（けん）間隔で4本架せられ、梁上に2.5尺間隔で束を立て、約4尺3寸勾配ほどの緩やかな切妻屋根をかけ、その上にさらに束を立てて約7寸7分～7寸8分の急勾配の切妻屋根をかけている。即ち屋根を二重に懸けている。

下の屋根は束上に木製の母屋を渡し、母屋上に同じく木製の垂木をかけ、垂木上に簀子状に密に竹を桁行方向に並べ、上に土を載せる。

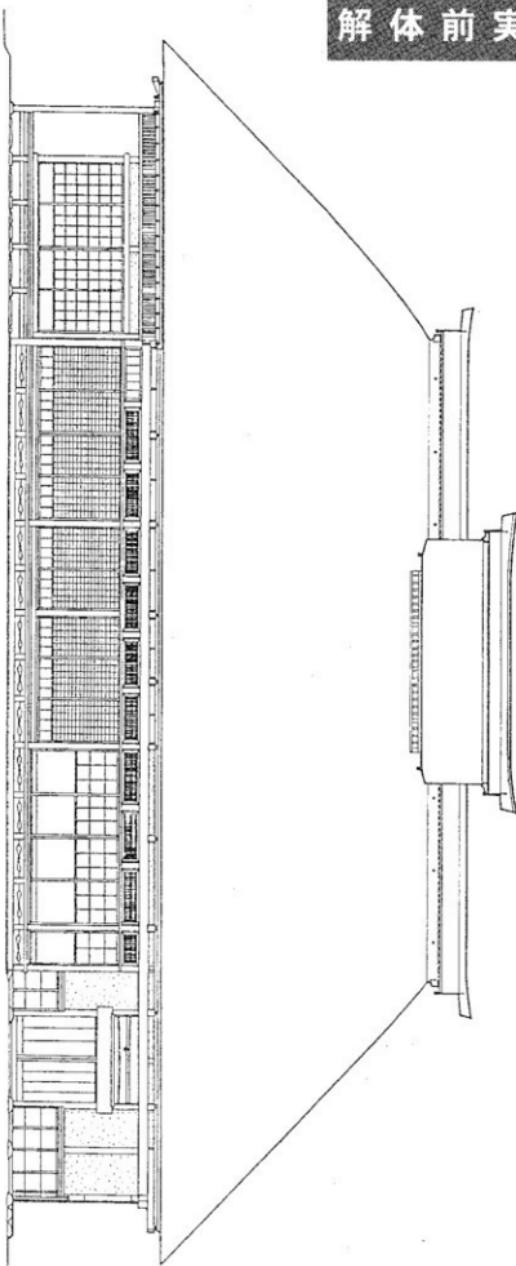
上の屋根は束上に木製の合掌を組み、母屋を渡して野地板を張り、現在は鉄板を以て葺いている。

(5) 4辺の外壁は大壁造り、内壁は真壁造り。東、西の側壁と北側奥の妻壁とはともに1尺5寸間隔に外壁は16等分に、北側妻壁は同じく10等分に栄材柱を立て並べる。

前面壁は中央の開口部を除いて、左、右壁はそれぞれ3等分して柱を立てている。

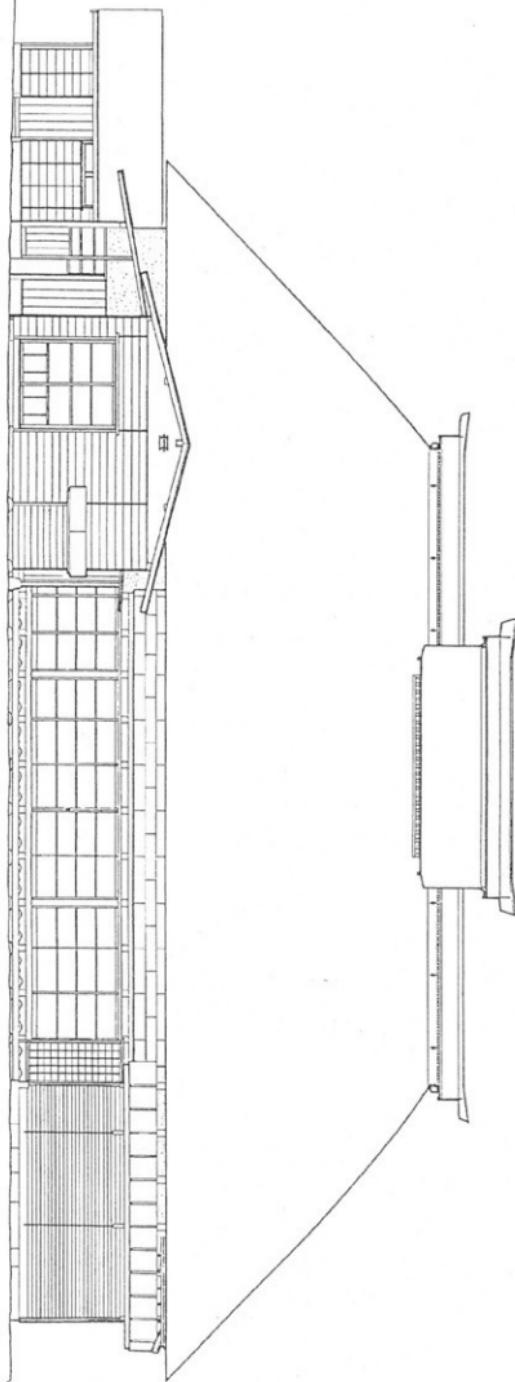
- 妻入りの土蔵で、入った奥行1間（けん）分が土間となり、その奥の3間分は板敷となり、箱状に揃えた羽入れ棚を設けている。
- (6) 翁箱の柱に「二拾四石斗入候事、寛政三辛亥年、大工八幡町善三郎」、また「拾三石七斗五升、寛政六甲寅正月、愛子亀大工助十郎」など墨書きがあり、母屋棟の文政5年（1822）の焼失の前にすでに建てられていたものであることが知られる。
- (7) この土蔵の北側妻の柱列の根元に火災時に受けた損傷の跡がみられ、この文政5年時の火災を免れたものであることが証される。
- (8) 土蔵翁箱として山緒明らかな造構で、同じく仙台市の有形文化財として、母屋棟に対して、このような位置に移築、再建されることが望まれる。以上、解体時における調査図（参考図：平面図、架構図、壁石図等）参照。

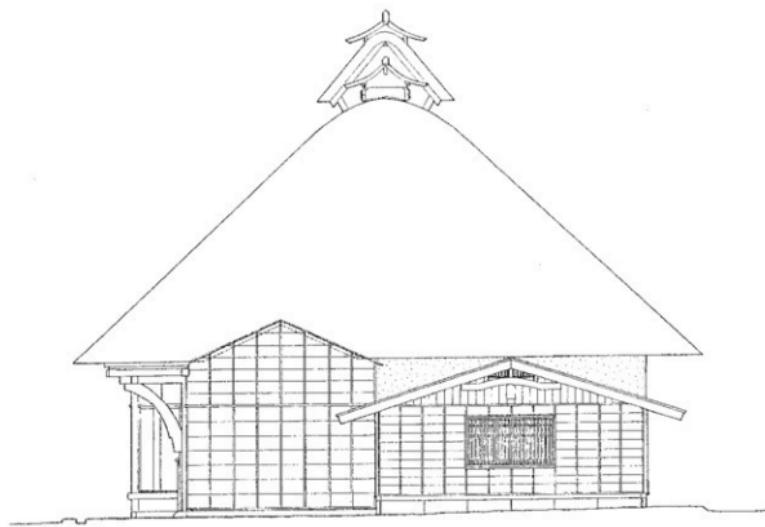
解体前実測図



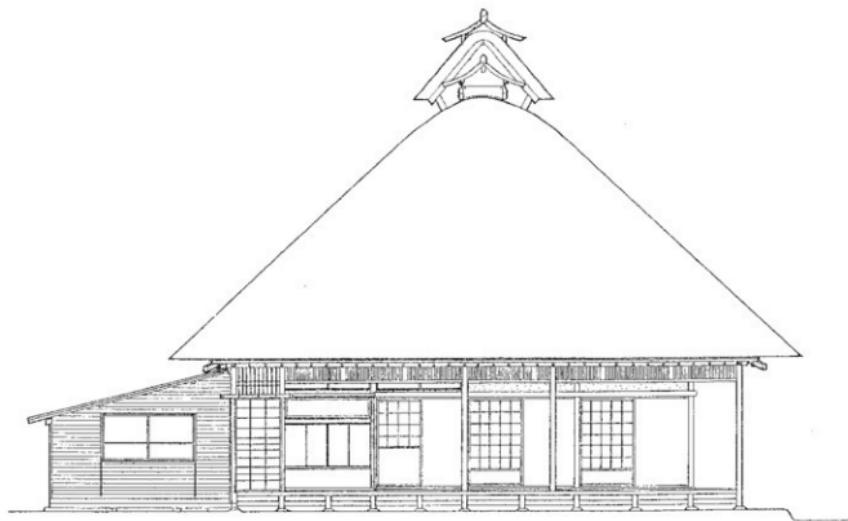
■主屋構造立面図 南面(正面) 1:100

■ 主屋棟現状立面図 北面（背面） 1 : 100

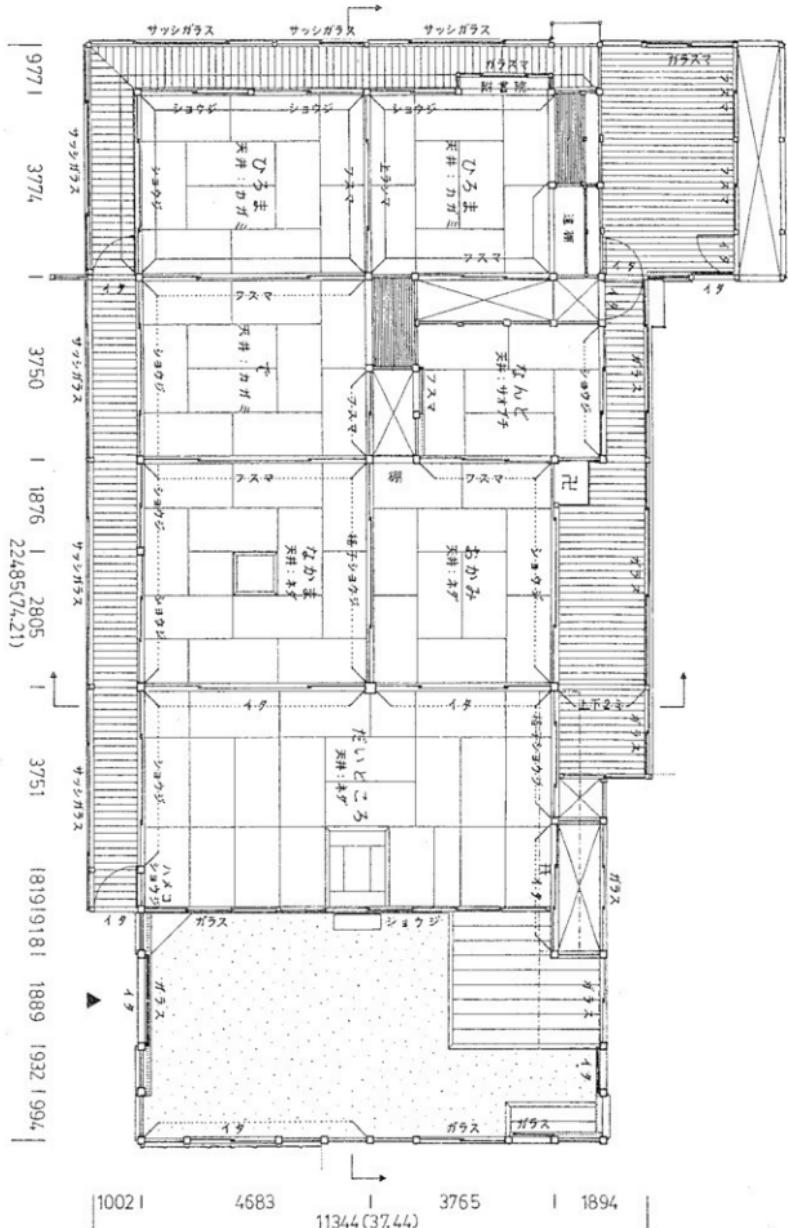




■主屋換現状立面図 東面（下手側面） 1：100

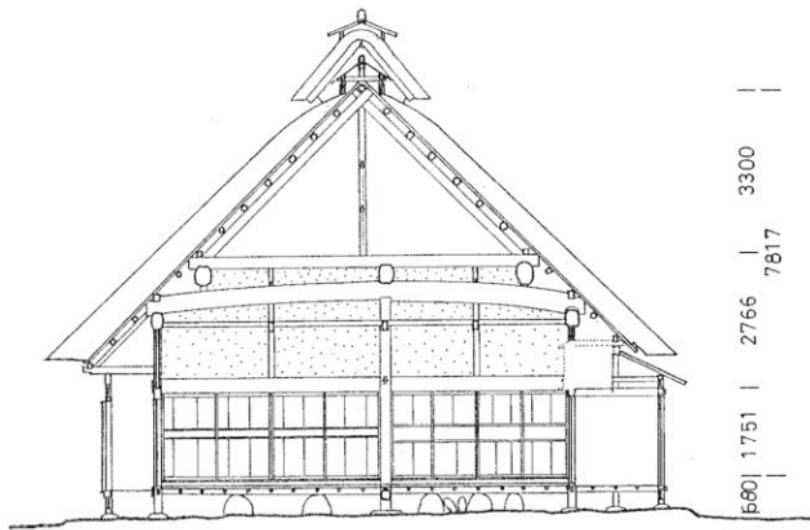


■主屋棟現状立面図 西面（上手側面） 1：100



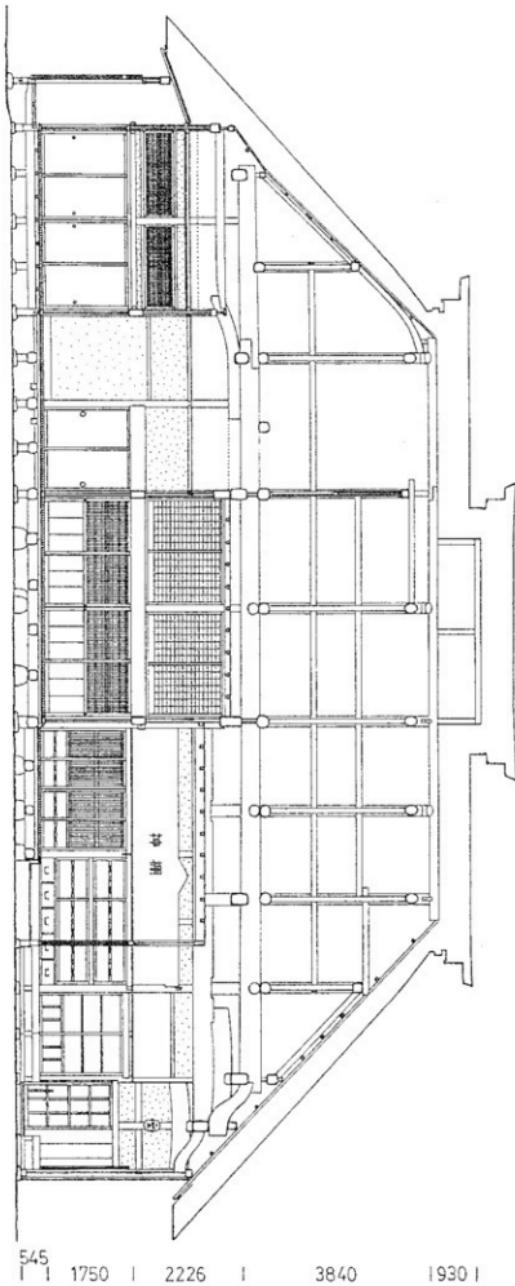
■主屋棟現状平面図

1:100



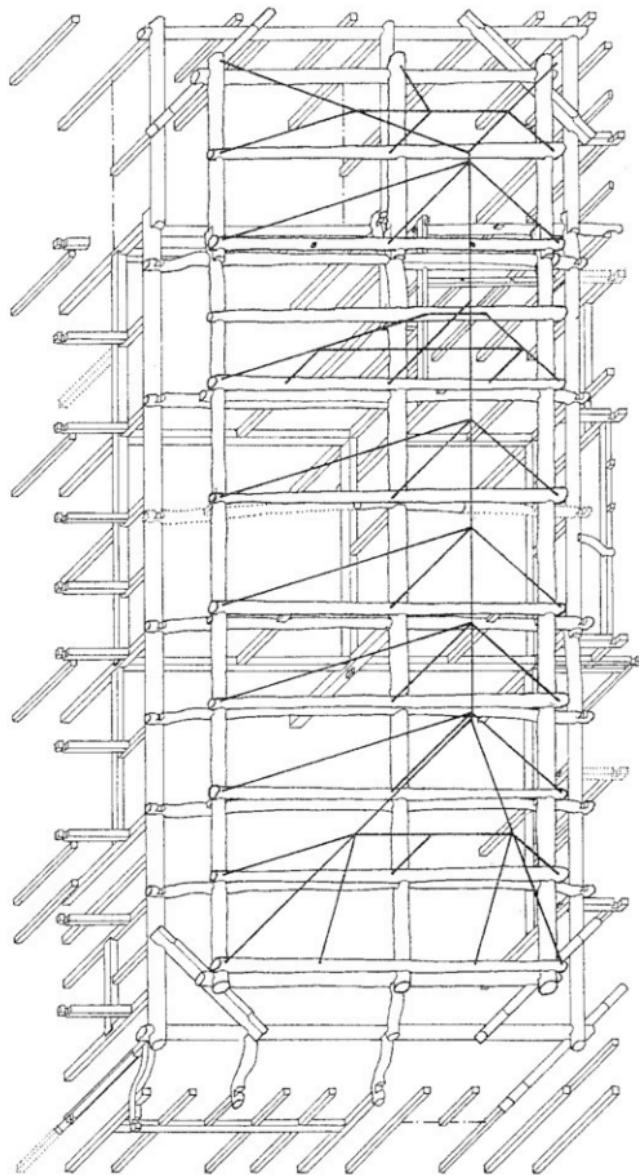
■主屋棟現状構断面図 1:100

■ 主屋横现状纵断面图
1 : 100



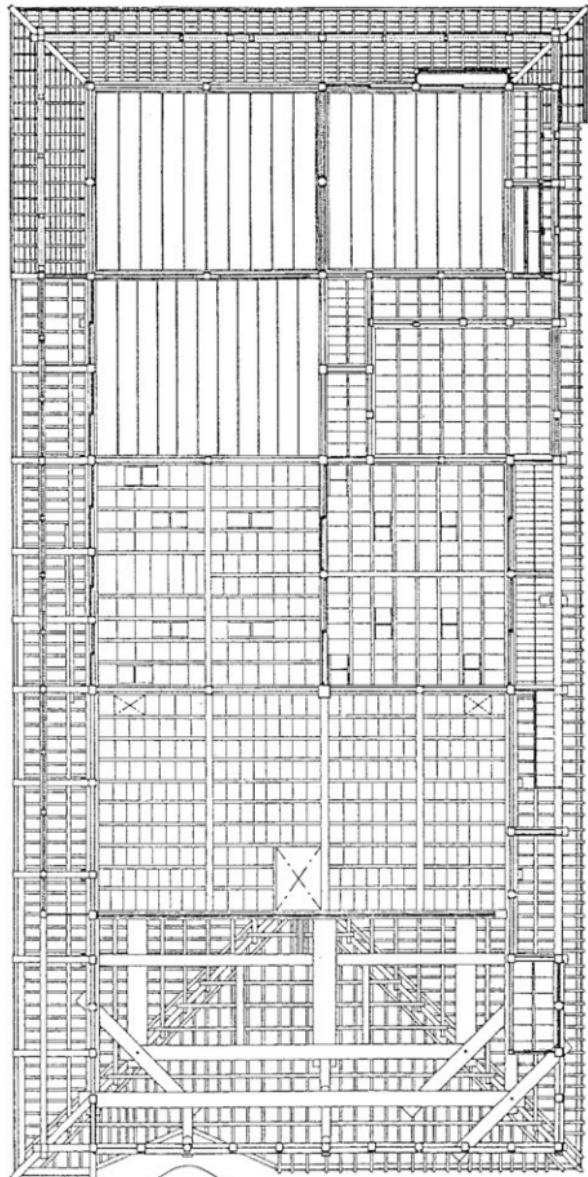
■主屋木現状架構図

1 : 100



■主屋櫻現状天井伏圖
1:100

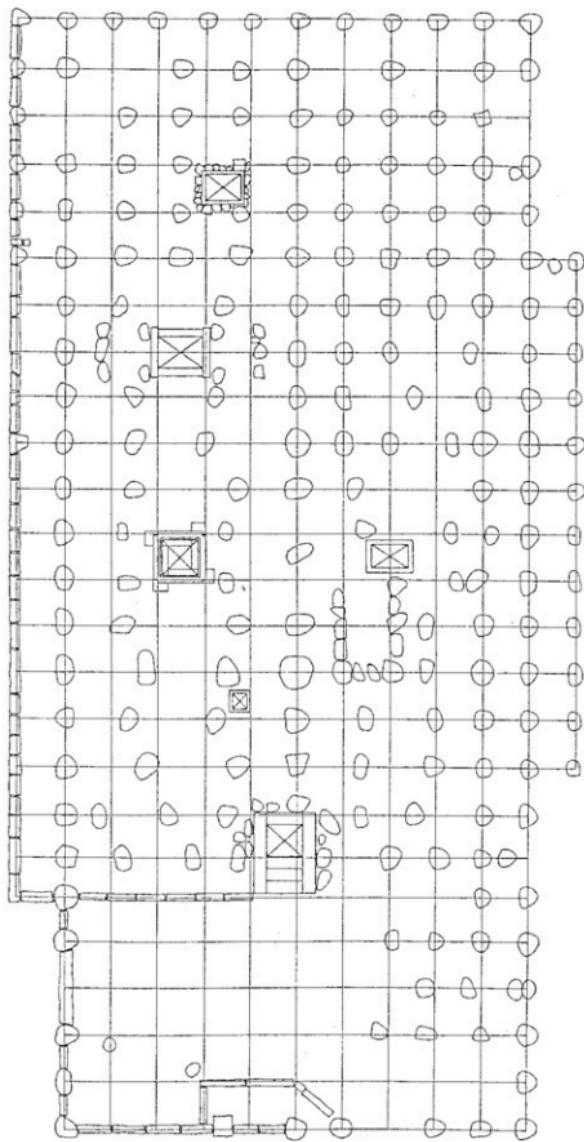
0
1
2
3
4
5m



■主屋横现状硬石伏图

1 : 100

0
1m
2
3
4
5m

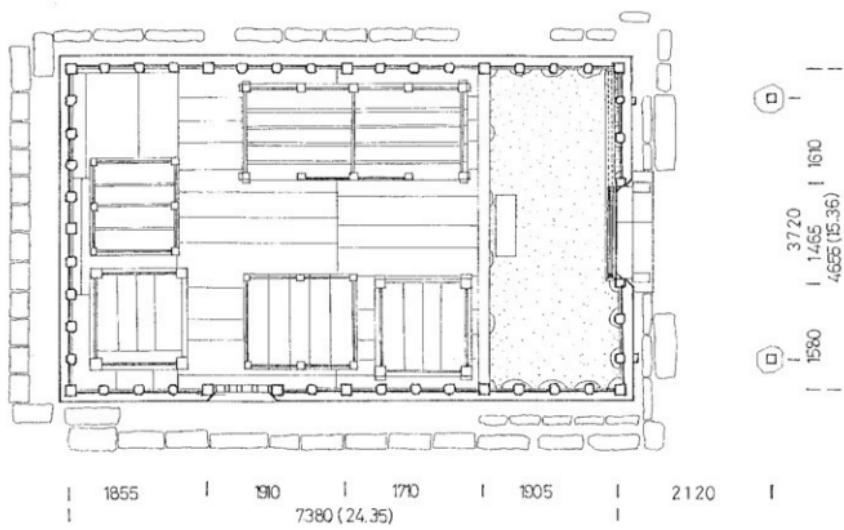




■土蔵（米蔵）現状正面図 1：70

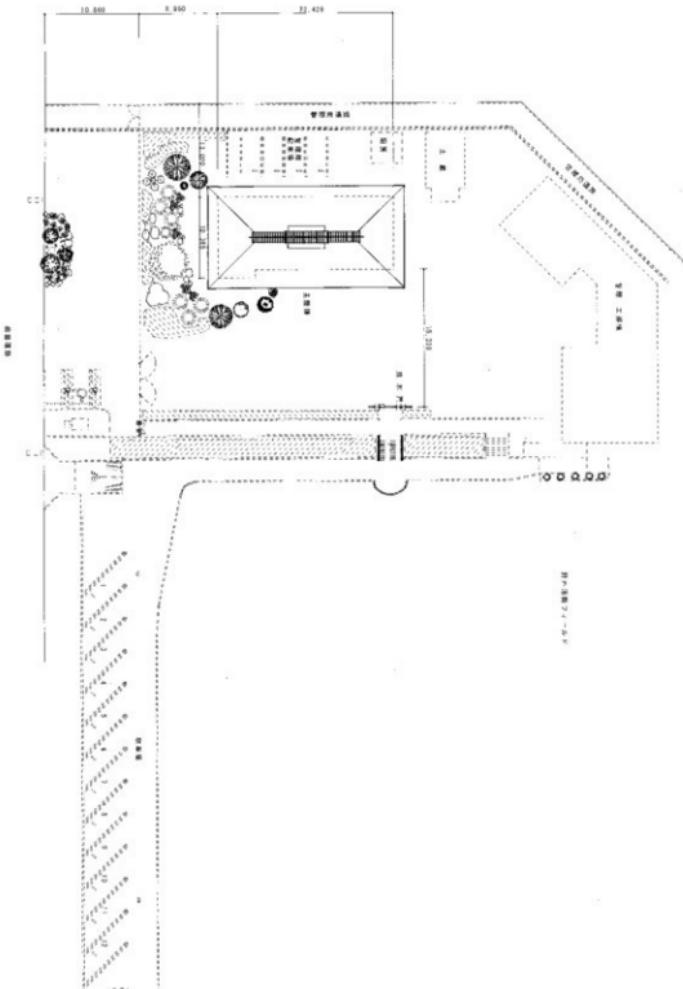


■土蔵（米蔵）現状横断面図 1：70



■土蔵（米蔵）現状平面図 1:70

復原後実測図

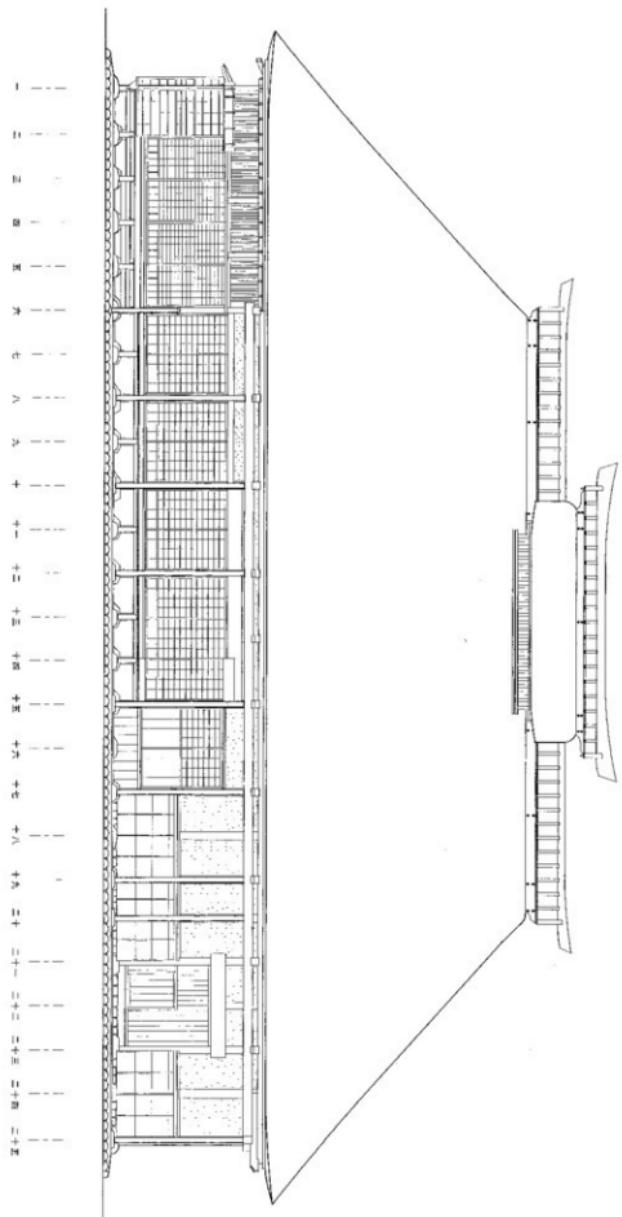


復原後実測図

1 : 300

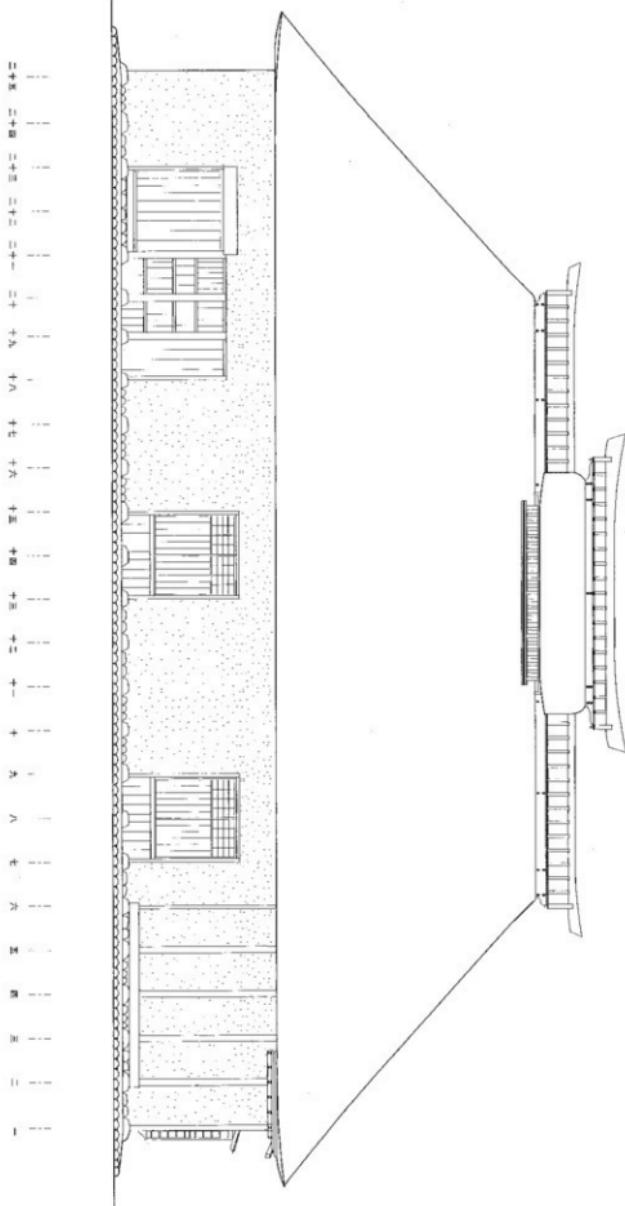
■復原後主屋棟南立面圖

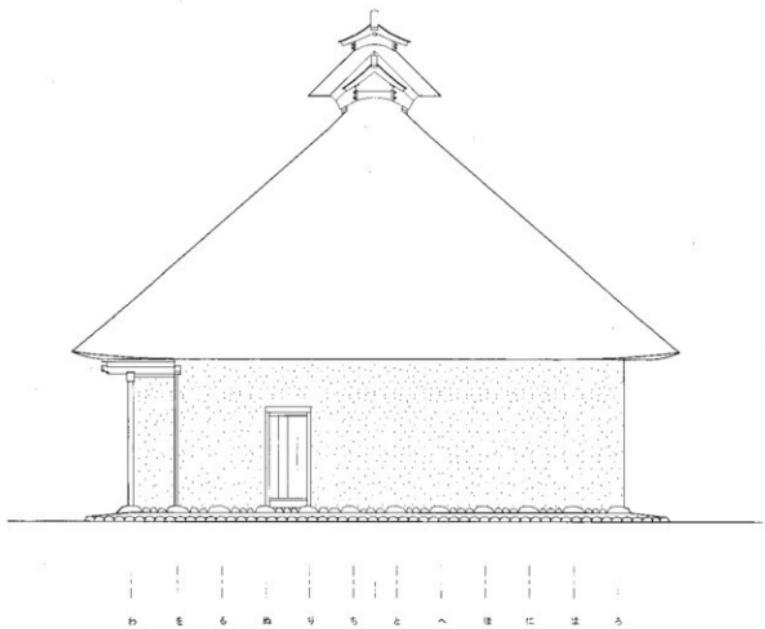
卷之三



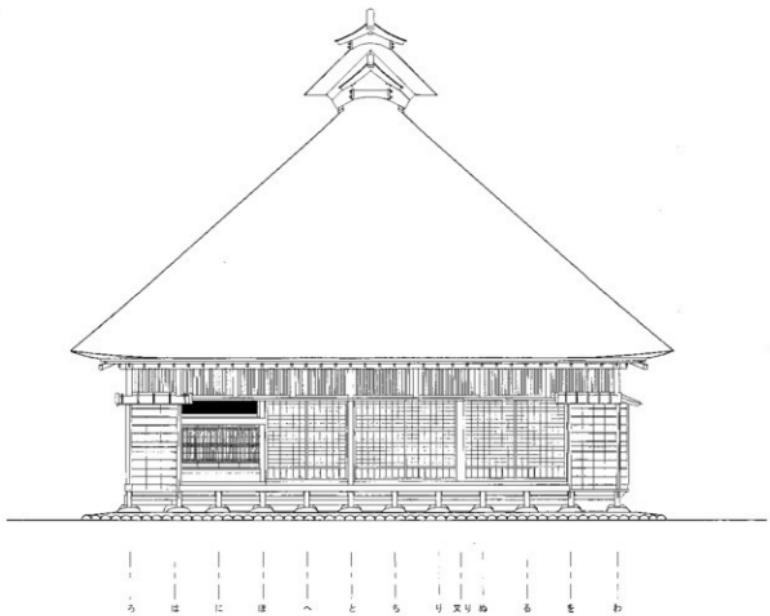
■ 蔵原後主屋棟北立面図

1 : 100



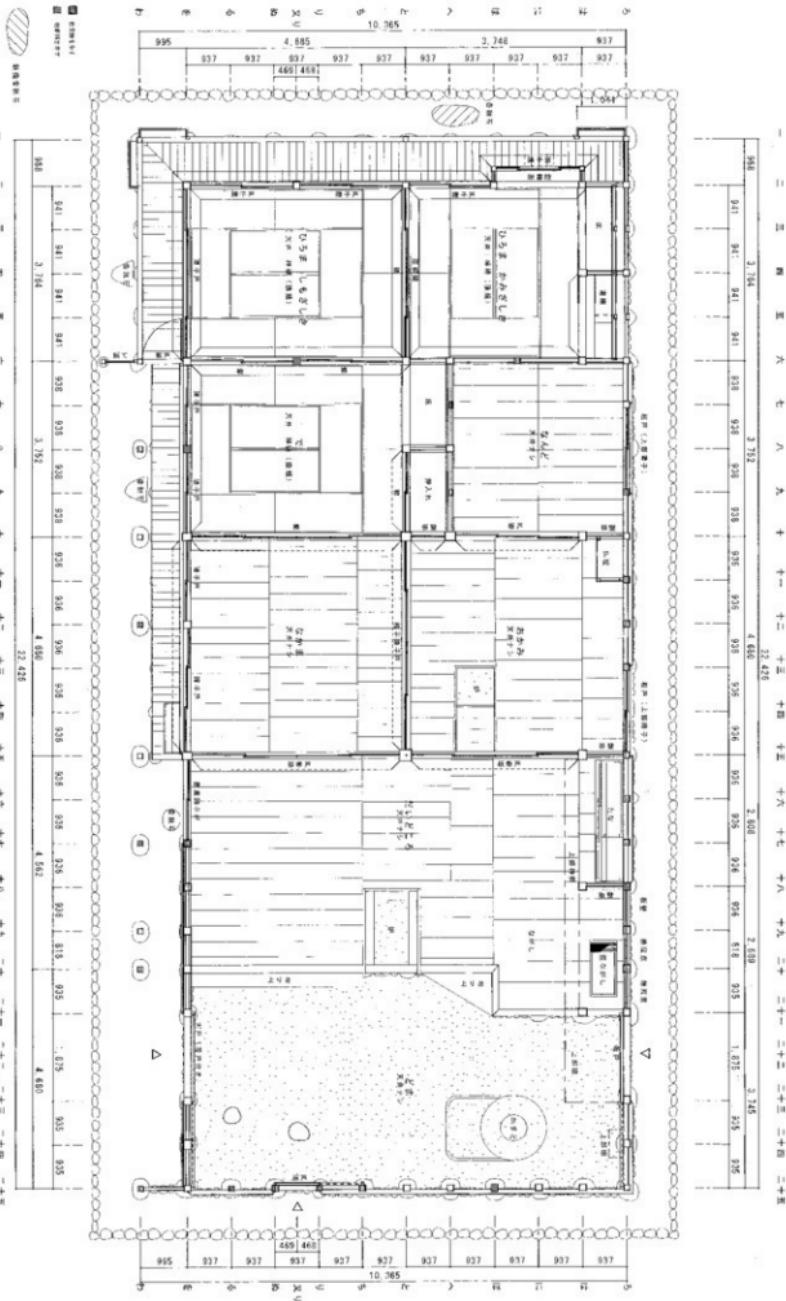


■復原後主屋棟東立面図 1:100



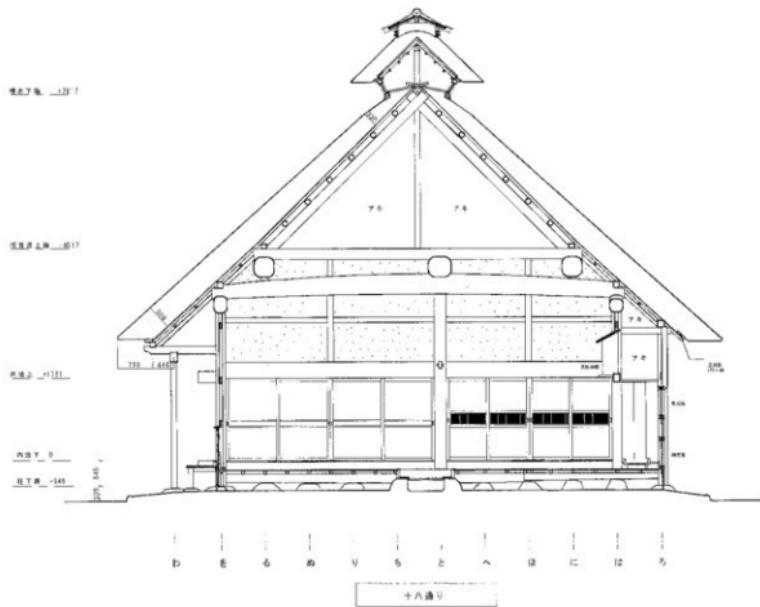
■復原後主屋棟西立面図

1 : 100



■ 復原後主屋棟平面圖

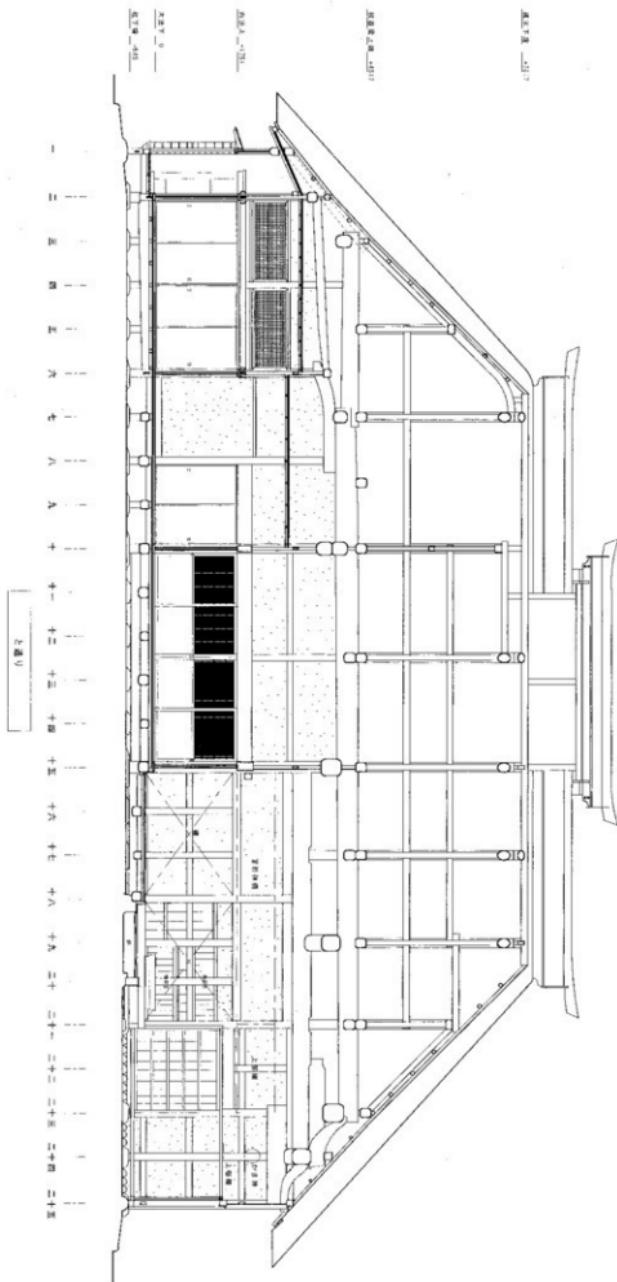
100 : 1



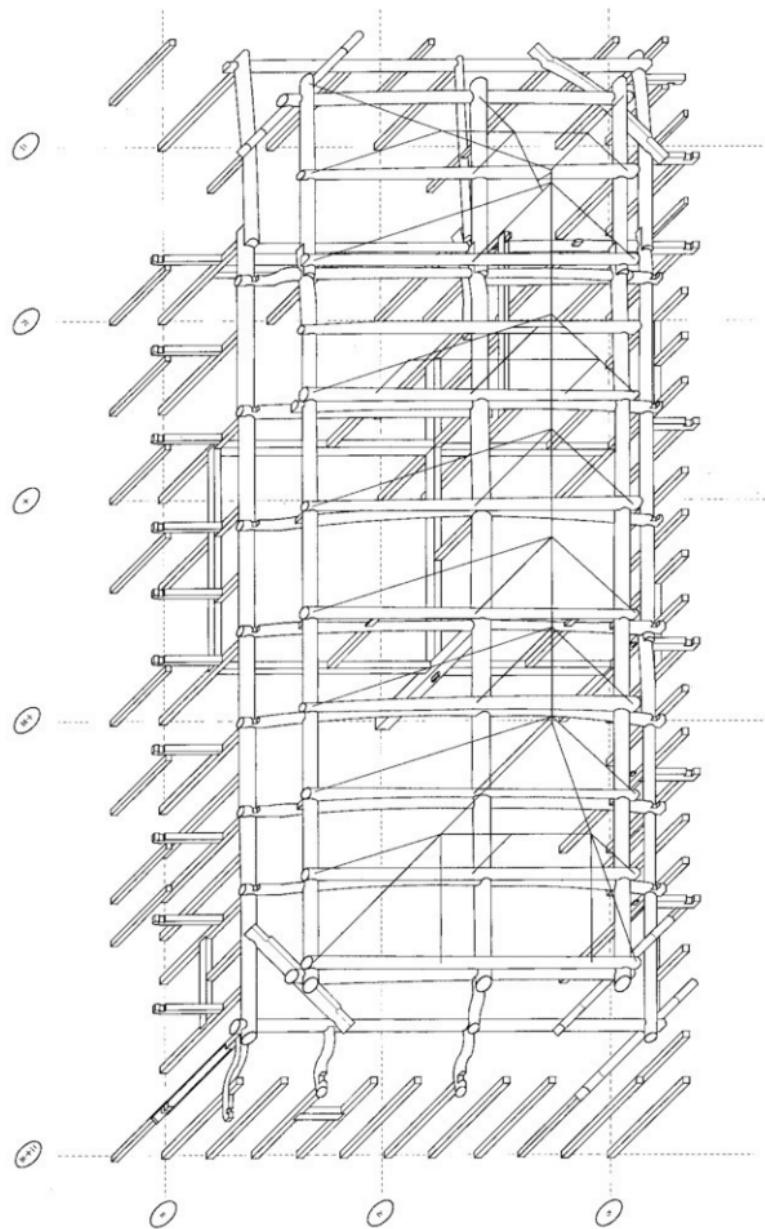
■復原後主屋棟横断面図

■ 漢府侯主屋樓層剖面圖

1 : 100

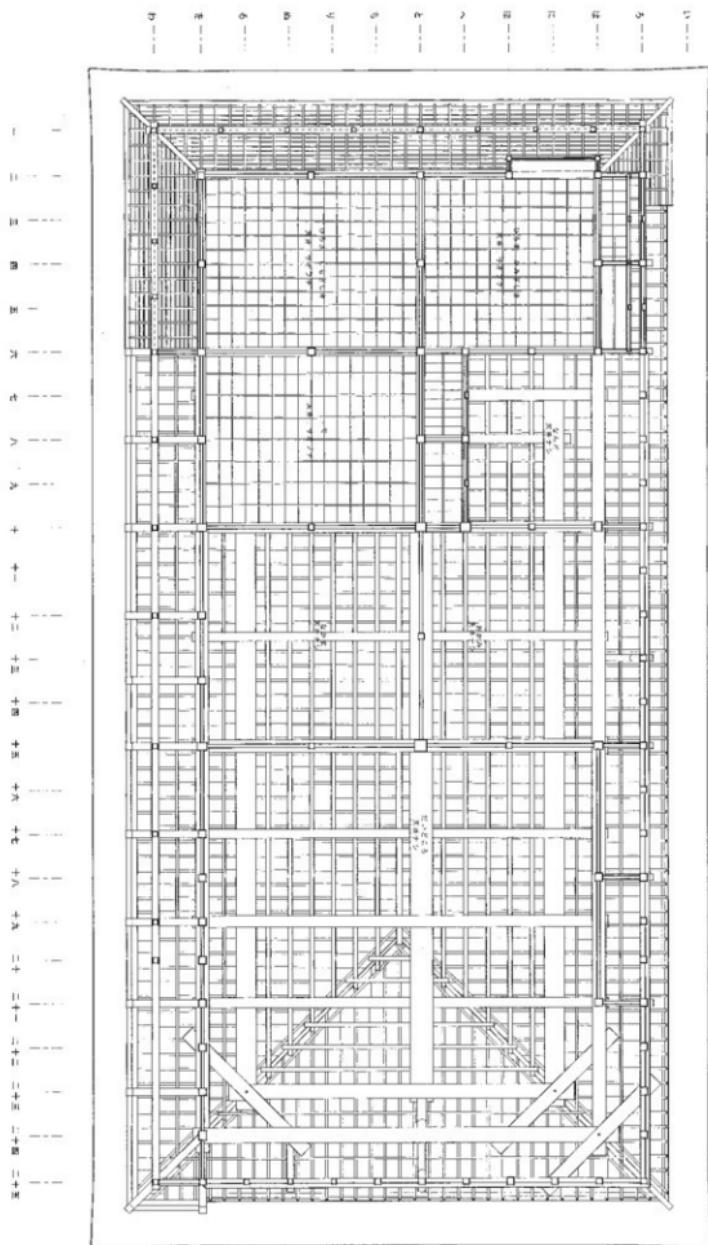


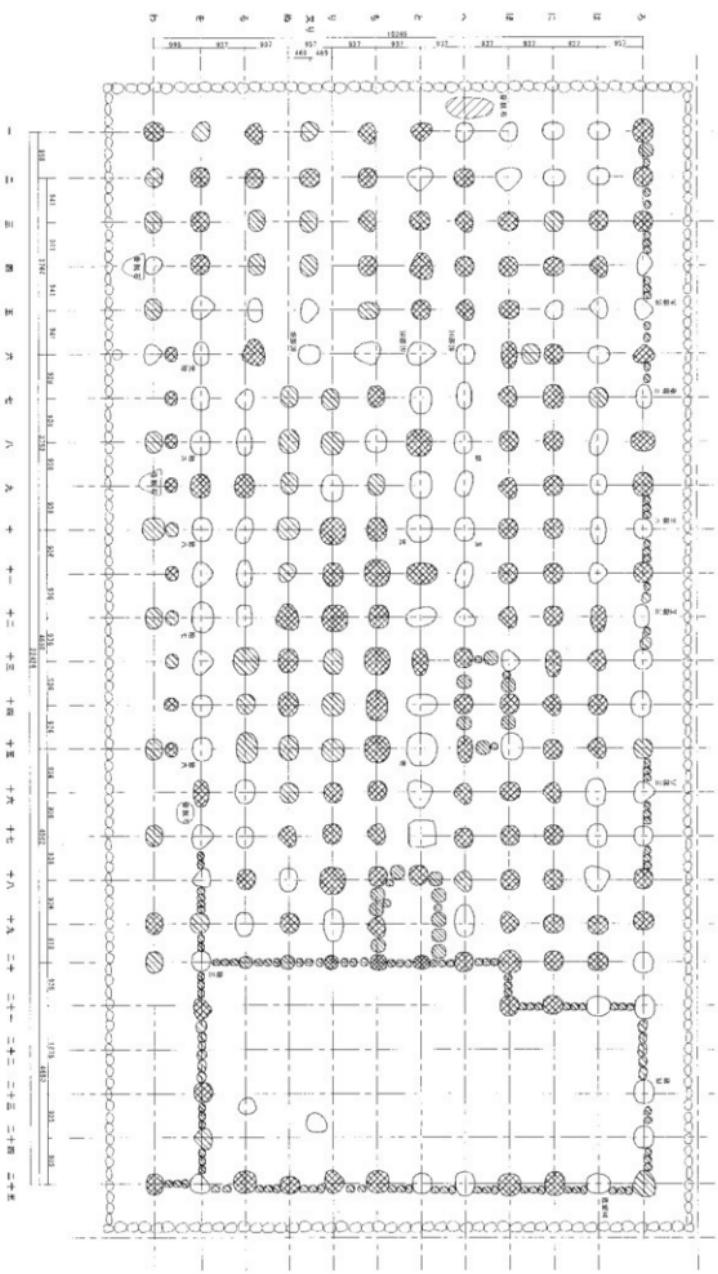
■ 亂世後土屋快架構圖



■ 遠原後主屋根天井伏図

1 : 100





■ 後原後主星核鑿石伏圖



解体前・解体工事

■写真1 表門（貫門）より主屋棟を臨む。



■写真2 正面（南面）



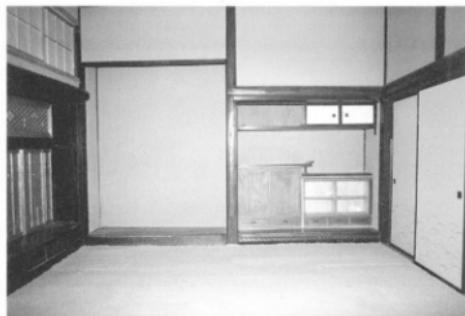
■写真3 側面（東面）



■写真4 側面（西面）



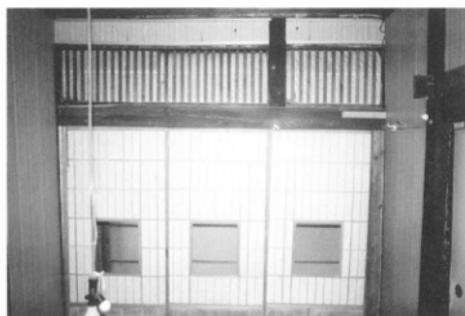
■写真5 「ひろま」下座敷南面



■写真6 「ひろま」上座敷南面



■写真7 「で」南面



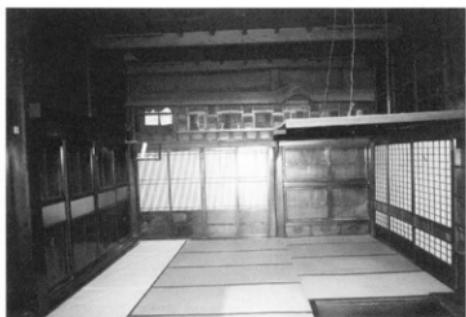
■写真8 「なんど」南面



■写真9 「なかま」東面



■写真10 「おかみ」西面



■写真11 「だいどころ」南面



■写真12 土間にわ 二重火打染（北東隅）



■写真13 土間にわ南面



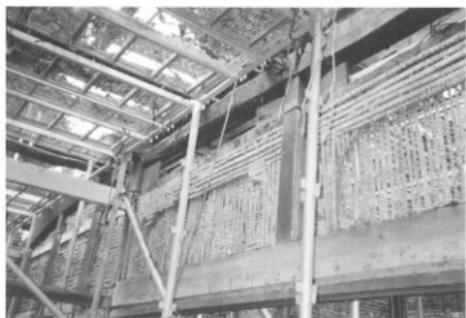
■写真14 緑側「で」より「なかま」方向を見る。



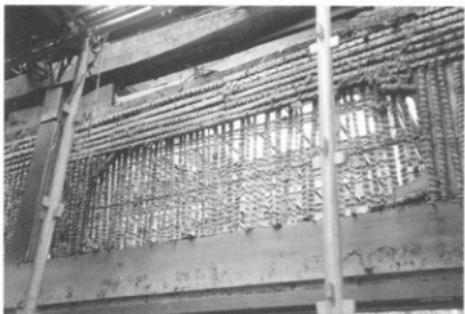
■写真15 台所の上部（火垂）



■写真16 台所の上部（根太天井部）



■写真17 ひろま下の間と「でい」との境に造る
木瓜形の檼間枠組



■写真18 木瓜枠組の檼間痕跡



■写真19 母屋解体状況



■写真20 桁首組解体状況



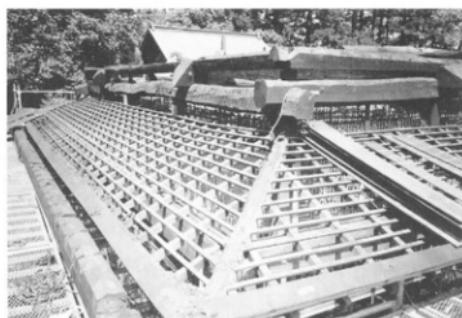
■写真21 屋根解体（桟首組）



■写真22 桟首組解体状況



■写真23 桟組解体状況



■写真24 「ひろま」縁廻り、化粧屋根裏解体状況



■写真25 床板の状況



■写真26 床組解体状況



■写真27 碓石



■写真28 碓石墨害 案(と十五)



■写真29 磁石墨書 式（と十）



■写真30 磁石墨書 三（と八）



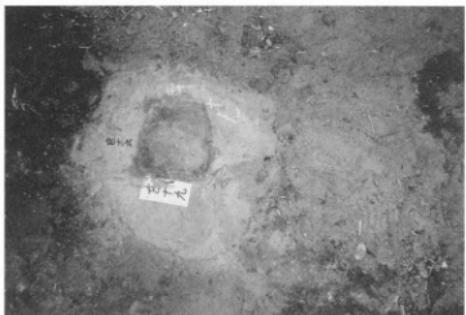
■写真31 磁石墨書 四（へ八）



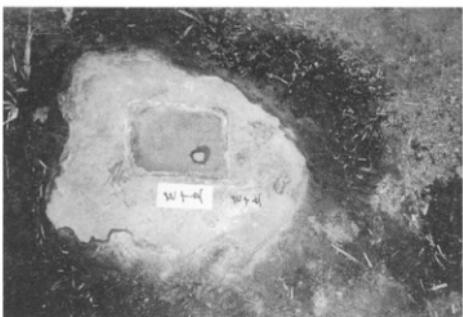
■写真32 磁石墨書 五（へ十）



■写真33 磨石墨書 拾三（を二十）



■写真34 磨石墨書 拾四（を十九）



■写真35 磨石墨書 拾六（を十五）



■写真36 磨石墨書 拾七（を十二）



■写真37 碓石墨書 三拾（ろ六）



■写真38 碓石墨書 三拾七（ろ七）



■写真39 碓石墨書 三拾六（ろ十三）



■写真40 土蔵外観（南東面）



■写真41 土蔵小屋組



■写真42 土蔵入口



■写真43 土蔵内観



■写真44 土蔵内部小屋組



■写真45 土蔵壁小舞解体状況

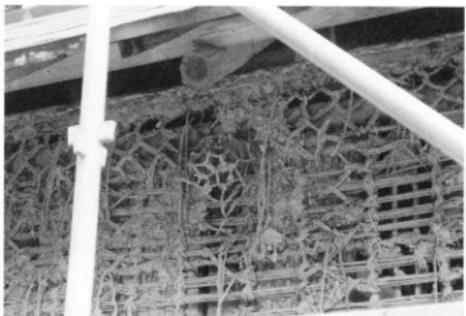


■写真46 土蔵屋根裏

■写真47 土蔵鞘屋根解体状況



■写真48 土蔵下地



■写真49 土蔵壁下地



■写真50 土蔵骨組



■写真51 土蔵床下構造

復原後



■写真52 外部 冠木門



■写真53 外部 南面



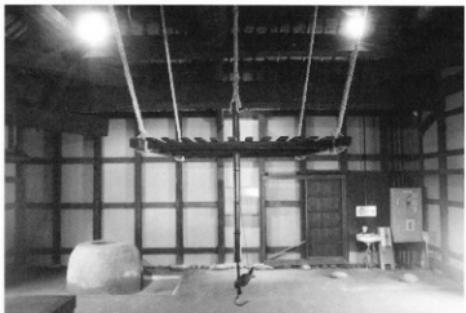
■写真54 外部 北、西面



■写真55 外部 南、東面



■写真56 外部 北面



■写真57 内部 だいどころ



■写真58 内部 だいどころ



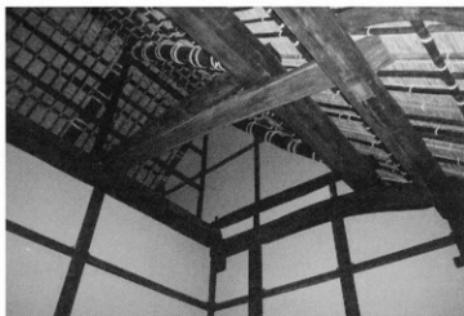
■写真59 内部 だいどころ 火打梁



■写真60 内部 だいどころ 小屋組



■写真61 内部 だいどころ 小屋組



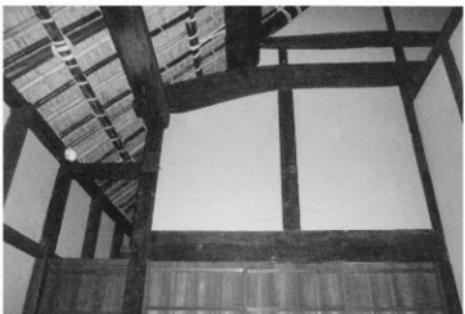
■写真62 内部 おかみ 小屋裏



■写真63 内部 なかま 小屋裏



■写真64 内部 なんど



■写真65 内部 なんど 上部



■写真66 内部 「でい」から
「なかま」と「なんど」を見る



■写真67 内部 「ひろましもざしき」から
「ひろまかみざしき」を見る



■写真68 「ひろま」 西側縁



■写真69 同・西側縁構間



■写真70 「ひろま」 南側（正面）縁

仙台市文化財調査報告書第333集

仙台市文化財調査報告書
旧石塙衆住宅に係る解体・復原修復工事要報告書

2008年3月

発行 仙台市教育委員会
仙台市青葉区国分町三丁目7-1
文化財課 022(214)8892

印刷 株式会社 建設プレス
仙台市青葉区折詰二丁目7-10
TEL 022(200)0177
